

佐久

2006 7 | 15

No.32

広報

SAKU Public Information

佐久市ホームページアドレス <http://www.city.saku.nagano.jp>

Photo 大きなカブトムシが
いっぱいいるよ

6月28日、平尾山公園内「昆虫体験学習館」が開館しました。学習館を訪れた子どもたちの目は、珍しい昆虫の標本にくぎづけになっていました。



Contents

- 第2 回定例市議会閉会ほか ②③
- 有害図書類等を規制する条例が制定されました ④⑤
- 平成17年度下半期 市の財政状況 ⑧⑨
- ふるさと佐久／佐久市の観光見どころ紹介 ⑫⑬
- 情報インフォメーション ⑳～㉓



第2回定例市議会閉会



P2・3 今月のトピックス

P16・17

第2回 定例市議会閉会

第2回定例市議会は、6月8日に開会し、6月27日までの20日間の会期で開かれました。市長が提出した議案は、招集日に提出した専決処分報告1件、条例案7件、事件案1件、予算案6件と、6月20日に追加提出した条例案2件、諮問案1件の合わせて18件で、いずれも承認・可決・同意されました。



専決処分報告

3月31日付けで専決処分した条例3件と平成17年度一般会計および20特別会計の補正予算について、議会の承認を得ました。

条例は、地方税法等の改正に伴う佐久市税条例の一部改正条例および佐久市国民健康保険税条例の一部改正条例ならびに非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴う佐久市消防団員等公務災害補償条例の一部改正条例です。

補正予算は、歳入では特別交付税、国・県の補助金および市債等の確定による補正、歳出では事業費の確定に伴う補正が主なものです。

条例

○佐久市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正条例
法律の改正により国家公務員等の公務災害補償制度における

通勤の範囲および障害の等級に係る規定が改められたことに伴い、議員その他の非常勤の職員の公務災害補償制度についても同様の改正を行いました。

○佐久市消防団員等公務災害補償条例の一部改正条例
法律の改正等に伴い、条例中の用語の整備をしました。

○佐久市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正条例
政令の改正に伴い、消防団員の処遇改善を図るため、退職報償金の支給額を改定しました。

○佐久市保育所条例の一部改正条例
ちくま保育園とみまき保育園を統合して、新たにあさしな保育園を設置するため、必要な事項を定めました。なお、あさしな保育園は、8月21日に開園する予定です。

○佐久市特別会計条例の一部改正条例
岸野地区に老人福祉拠点施設を整備するに当たり、その円滑な運営と経理の適正化を図るため、特別会計を設けました。

○佐久市都市公園条例の一部改正条例
望月宿公園を新たに都市公園に加えるとともに、平尾山公園内に有料公園施設として昆虫体

験学習館を設置するため、必要な事項を定めました。なお、昆虫体験学習館は、6月28日に開館しました。

○佐久市有害図書類等の規制に関する条例
青少年の健全な育成を阻害するおそれのある有害な図書類等を規制することにより、市内の社会環境を整備し、青少年の保護および健全な育成を図るため、必要な事項を定めました(条例についての概要は、4・5ページをご覧ください)。

○佐久市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正条例
佐久市職員の勤務時間について、国家公務員の勤務時間の規定に準じて、休憩時間を廃止し、休憩時間を1時間とする等の改定を行いました。

○佐久市保健センター条例の一部改正条例
職員の勤務時間の改定に合わせて佐久市保健センターの開館時間を改めました。

事件

○市道の路線認定
新たに2路線を認定することについて、議会の議決を得ました。

諮問

○人権擁護委員

次の各氏を推薦することについて、議会の同意を得ました。

〔再任〕

廣岡朝子氏、花里久男氏

〔新任〕

神津智子氏、井出夏實氏
眞田三生氏、尾口倫子氏

予算

平成18年度の一般会計と4特別会計の補正予算および新設の佐久市老人福祉拠点施設特別会計の当初予算が可決されました。

このうち、一般会計補正予算

(第1号)は、14億7千162万3千円を追加補正し、総額を363億4千162万3千円としました。補正の主な内容は、次のとおりです(万円未満切捨て)。

▼双方向情報通信ネットワーク事業費(双方向情報通信ネットワーク事業に係る繰出金および新規聴エリア内の公共施設への接続経費) 2億6,422万円

▼社会福祉施設整備事業補助金(社会福祉法人が整備する特別養護老人ホームに対する補助経費) 2,500万円

▼老人福祉拠点施設特別会計繰出金(特別会計で整備する老人

福祉拠点施設に対する繰出金)

3億6,480万円

▼市単児童保育事業費(国庫補助金内示に伴う聖愛保育園増改築事業に対する補助経費)

1億6,280万円

▼田口児童館建設事業費

8,400万円

▼地域新エネルギービジョン策定事業費(太陽光発電等新エネルギー導入の可能性調査およびビジョン策定経費) 618万円

▼観光宣伝事業費(日本国政府議員団等によるモンゴル国建国800年記念事業への熱気球参加協力経費) 250万円

▼道整備交付金道路改良事業費(東西幹線整備推進、東回り幹線測量設計等及び鹿曲川線の測量経費) 2,840万円

▼総合運動公園整備事業費(総合運動公園内調整池整備経費)

3,386万円

▼平尾山公園整備事業費(平尾山公園内の遊歩道等整備経費)

3,444万円

▼森林セラピー事業費(森林セラピー基地認定に向けての施設整備経費および森林セラピー全国サミット開催経費)

635万円

▼道水路新設改良事業費(中部横断自動車道建設に伴う道水路等整備経費)

2億2,217万円

▼地方特定道路整備事業費(近津東線等、中部横断自動車道関連幹線道路改良経費)

1億9,615万円

▼中部横断道用地買収受託事業費(中部横断自動車道本線用地買収のための受託経費)

2,020万円

▼地方道路整備臨時交付金事業費(今井北線等、中部横断自動車道関連幹線道路改良経費)

4,165万円

▼小学校施設整備事業費(小学校施設の耐震診断経費)

4,300万円

▼中学校施設整備事業費(中学校施設の耐震診断経費)

2,130万円

▼青少年育成事業費(有害図書類等の規制に関する条例制定に伴う地区育成会活動補助)

128万円

▼青少年補導事業費(有害図書類等の規制に関する条例制定に伴う運用経費)

68万円

▼国際交流事業費(エストニア共和国民族舞踊団市内公演負担経費)

35万円

住宅用火災警報器の設置が義務付けられました

火災による死者の約9割が住宅から発生する火災で、その多数が火災に気付かず逃げ遅れたものです。これにより、消防法が改正になり、住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

住まいで火災が発生した場合も、住宅用火災警報器を設置しておけば、煙や熱を感知して音声や警報で知らせてくれるので、早い段階で消火、避難することができます。

火災の早期発見と被害の拡大防止のために、住宅用火災警報器を設置しましょう。

◆設置時期について

新築住宅は平成18年6月1日から設置するよう定められました。

既存住宅は平成21年5月31日までに設置しなければなりません。

◆設置する場所

寝室、階段の上端(寝室が2階以上にある場合のみ)。

◆購入できるところ

防災設備取扱店やホームセンター(購入する際は、日本消防検定協会の鑑定基準に合格した鑑定マーク(NS)が付いているものを目安としてください)。

◆悪質な訪問販売等にご注意ください!

消防署、消防団、市役所が住宅用火災警報器を販売することはありません。また、特定の業者に斡旋や販売の依頼をすることもありません。

◆お問い合わせ

佐久消防署 ☎62-0119
北部消防署 ☎82-0119
川西消防署 ☎53-0119

有害図書類等を規制する 条例が制定されました

第2回定例市議会において

「佐久市有害図書類等の規制に関する条例」が 制定され、10月1日から施行されます

去る第1回定例市議会に、区長会やPTAなど22の団体で構成されている「佐久市青少年を有害環境から守る市民連絡会」から『青少年保護育成条例の制定に関する請願』が提出され、市議会において全会一致で採択されました。その後、有害自動販売機の設置が相次いだことから6月に開催された区長総会で有害図書類等の追放のため全力で取り組んでいくことが満場一致で確認されたことや、佐久市男女共生ネットワークからの条例の早期制定要請など市民の皆さんからの強い要望が出されていました。

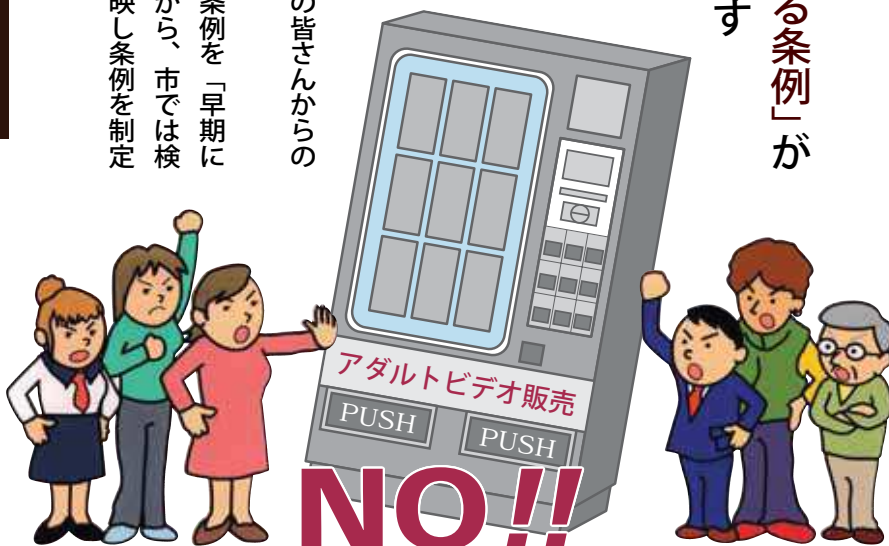
また、アンケート調査においても、90%近くの方が条例を「早期に制定すべきだ」という回答でした。このような状況から、市では検討を重ねる中で、より多くの市民の皆さんの意向を反映し条例を制定しました。

有害図書類等の規制に関する条例の概要

◆目的(第1条)

青少年の健全な育成を阻害するおそれのある有害な図書類等を規制することにより、市内の

社会環境を整備し、青少年の保護および健全な育成を図ることを目的とします。



◆条例の解釈および適用(第2条)

この条例は、目的を達成するためにのみ適用し、この条例を拡張して解釈するなど、何人に

対してもその自由や権利を不当に制限してはいけません。

◆市の責務(第4条)

市は、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為から青少年を保護する施策を実施することにより、市内の社会環境を整備し、青少年の保護および健全な育成に関する活動を支援します。

◆市民の責務(第5条)

市民一人ひとりが、青少年の健全な育成のために責任をもって行動し、互いに連携しあつて青少年を取り巻く社会環境づくりに努めましょう。

保護者は、青少年を健全に育成する責任があることを深く自覚し、温かい環境の中で保護・教育をしましょう。

何人も青少年の性的感情を刺激し、粗暴性や残虐性を助長したり、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類やがん具類を青少年の身近な環境におかないようにしましょう。

◆事業者の責務(第6条)

事業者は、その社会的責任を自覚し、青少年の健全な育成を阻害することのないように努め

ましょう。

◆図書類の販売等をする者の自主規制(第7条)

青少年にとって有害な図書類を販売または貸し付けをする場合は、他の図書類と区別して陳列し、その場所には青少年が購入等できないなどの掲示をしましょう。また、お店の人が容易に監視できる場所や青少年の目に触れない場所に陳列するように努めましょう。

◆自動販売機等の設置の届出義務(第8条)

自動販売機や自動貸出機で図書類もしくはがん具類の販売または貸し付けをしようとする者は、営業開始の20日前までに、市長に次の事項を届け出なくてはなりません。また、届け出に係る事項に変更があったとき、またはその届け出に係る自動販売機等の使用を廃止したときは、その日から10日以内に市長にその旨を届け出なければいけません。

○違反10万円以下の罰金

- (1)設置者の氏名、住所および電話番号
- (2)自動販売機等の設置場所ならびにその場所の提供者の氏名、住所および電話番号

- (3) 自動販売機等に収納する図書類またはがん具類の種類
- (4) 自動販売機等の名称、型式および製造番号
- (5) 販売または貸し付けを開始しようとする年月日
- (6) 自動販売機等を管理する者の氏名、住所および電話番号
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

条例制定により、現在設置されている自動販売機については、10月31日までに届出が必要となります。

◆有害図書類や有害がん具類の自動販売機等への収納の禁止 (第9条)

有害図書類に該当する図書類や有害がん具類に該当するがん具を、自動販売機などに収納してはいけません。また、収納されている図書類やがん具類が有害図書類または有害がん具類の指定を受けたときは、直ちに撤去しなければいけません。これに違反して自動販売機等に有害図書類や有害がん具類を収納している者に対しては、市長が期限を定めて撤去を命ずることができません。

○違反↓10万円以下の罰金 (撤去の命令に従わなかったとき)

◆有害図書類および有害がん具類の指定 (第9条)

青少年の粗暴性や残虐性を助長したり、「卑わいな姿態等」を被写体とした写真または絵や映像で性的感情をはなはだしく刺激したりして、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあると認められる図書類やがん具類は、個別に有害図書や有害がん具として指定することができます。

また、一定基準に該当すると認められる図書類やがん具類はその指定 (有害図書類および有害がん具類) があつたものとみなします。※参照

◆審議会への諮問 (第11条)

市長は、有害図書類や有害がん具類を指定するときや有害図書類や有害がん具類の撤去を命ずるときには、緊急の場合を除き青少年の保護および育成に関する重要事項を調査する審議会から意見を聴いて行います。

◆立入調査 (第17条)

必要な限度において、市長が指定した調査員による立入調査を行い、関係者に資料の提出を求めることができます。

○違反↓10万円以下の罰金 (調査の拒否、虚偽の陳述や資料提出などの場合)

※ 条例で規定する有害図書類および有害がん具類指定の一定基準について

◆ 次のいずれかに該当する図書類を有害図書類とみなします。

- 書籍または雑誌であつて、全裸・半裸もしくはこれらに近い状態での卑わいな姿態等 (以下「卑わいな姿態等」という) を被写体とした写真や描写した絵を掲載するページ (表紙を含む。以下同じ) の数が、20ページ以上あるものまたは当該書籍もしくは雑誌のページの総数の5分の1以上を占めるもの
- 卑わいな姿態等を被写体とした写真 (印刷されたものを除く)
- カード・チラシその他これらに類する印刷物であつて、卑わいな姿態等を被写体とした写真または描写した絵が印刷されているもの

◆ 次のいずれかに該当するがん具類を有害がん具類とみなします。

- 専ら性行為の用に供する物品
- 下着の形状をしたもの
- 使用済みの下着であるとして、またはこれと誤認される表現もしくは形態を用いて、包装箱その他の物に収納されている下着

なお、同条例施行規則で詳細かつ具体的に規定しています。

条例が制定されたからといって、地域の皆さんの「有害自動販売機を置かせない運動」が不可欠です。市民の皆さんのご協力をお願いします。また、有害自動販売機は一度設置されてしまうと、なかなか撤去できません。土地所有者の皆さんは、土地の賃貸借契約の際は十分ご注意ください。

なお、有害自動販売機設置に関する情報・ご相談がありましたら、至急ご連絡ください。

■お問い合わせ 生涯学習課青少年係 ☎62-0664 (野沢会館内)

昆虫体験学習館が

カブトムシドームも
同日オープン!!

6月28日に平尾山公園内に開館しました。



市では、平成16年から平尾山公園周辺を昆虫とふれあい、自然観察ができる「虫の牧場」と位置づけて整備を図っています。昨年は、昆虫育成施設（カブトムシドーム）がオープンし、今年は、「虫の牧場」の中核施設「昆虫体験学習館」が完成しました。

この施設は、虫たちの「知恵」と「生きる力」を学び、その「驚き・発見・感動」を身近な平尾山への関心へと結びつけ、佐久平の自然を再発見するきっかけづくりを目的としています。

1階は、実技・体験・観察・飼育をおとして、自然環境を体験学習することができます。

2階は、自然・昆虫に関する情報提供と学校教育の場として講習・研修を中心に自然環境を総合的に体験学習することができます。

また本館には、学習教材として、貴重な標本・研究機器を、東京都

住の斉藤実俊様、市内在住の井出勝久様から、寄贈していただきました。この標本をおとして、たくさんの昆虫の情報を得ることができます。また、昆虫クラフト・昆虫探検・蝶、カブトムシ等の標本づくりなど、さまざまな体験学習メニューを用意していますのでご利用ください。

なお、この施設の管理については、料金の徴収事務を含めて、佐久平尾山開発株式会社に委託しています。

■利用案内

通常利用時間9:30~17:00
 夏期(7/16~8/31)9:30~18:30
 冬期(12/1~4/15).....10:00~16:30

区 分	使用料		
	個人	団体	回数券(11回分)
15歳以上(1人につき)	200円	160円	2,000円
4歳以上15歳未満(1人につき)	100円	80円	1,000円
4歳未満	無 料		

■お問い合わせ

公園緑地課公園管理係 ☎62-2111(内線395)
 昆虫体験学習館 ☎68-1111



標本作製・体験室、飼育室(1階)



冒険の木(2階)



冒険の木内「虫ムシQ&A」(2階)

夏の交通安全

■お問い合わせ 生活環境課生活交通係
☎62-2111 (内線263)

やまびこ運動が始まります！

梅雨が明けると、いよいよ本格的な夏の行楽シーズンを迎えます。

- ◆例年、この時期は県内外から多くの観光、行楽車両が入ってくるほか、暑さにより注意力が散漫になる
- ◆夏祭りなどで飲酒の機会が増える
- ◆開放感から暴走行為や無謀運転が増える

などの要因が重なるため、交通事故が多発しています。

こうした交通事故を防止するため、全県的に「夏の交通安全やまびこ運動」が展開されます。この機会に、家庭・職場・地域でもう一度、交通安全について話し合ひましょう。

夏の交通事故を防止するためのポイント

- ◆暑さから体が疲れやすくなるため、居眠り運転による交通事故が発生します。睡眠をしっかり取るなど、規則正しい生活に心掛けましょう。
- ◆地理不案内な観光車両が多くなるため、交差点での交通事故が多発します。家の近くでも油断せず、信号を守り、交差点での一時停止・徐行・左右の安全を確認しましょう。

運動の重点

- ① 高齢者の交通事故防止
- ② シートベルトとチャイルドシート着用の徹底
- ③ 飲酒・夜間の交通事故防止

◆夏は、各地で夏祭りなどのイベントが開催され、何かとお酒を飲む機会が増えるため、飲酒による交通事故が多く発生する傾向にあります。「飲んだら 乗らない」、「乗るなら 飲まない」、「乗る人には 飲ませない」、「飲んだ人には 運転させない」を徹底しましょう。

◆開放感から暴走行為や無謀運転が多くなります。暴走行為を見たり、爆音を聞いたら警察に通報をし、暴走行為や無謀運転を許さない機運を高めましょう。

◆夜間の運転は周りが見えにくく危険です。スピードを十分落として運転しましょう。運転者に見やすいよう、明るい服や反射材を身に付けましょう。自転車は必ずライトをつけましょう。

シートベルトパーフェクト作戦を実施中です

◆シートベルトパーフェクト作戦とは？

平成13年度に長野県が始めたものです。県、市町村および警察が連携し、運転席・助手席・後部席などすべての席におけるシートベルト着用の徹底を働き掛け、これにより非着用者の死亡事故を減らすとともに交通安全意識の高揚を図ります。

◆対象市町村および対象路線の選定ならびに実施期間は？

毎年4月と10月のシートベルト着用率一斉調査と交通死亡事故の発生状況に基づき、対象市町村を選定、対象市町村は、警察などと協議のうえ、対象路線を選定します。佐久市は、本年4月に実施したシートベルト着用率の調査結果が「95.2%」で、県下平均の「95.5%」を「0.3%」下回ったことなどから本作戦を実施するように指定されました。対象路線については、警察などと協議のうえ、交通死亡事故発生路線を重点に選定しています。実施期間は5月1日から10月31日までとなりますが、10月に再度調査し、その結果次第で、さらに半年延長になる場合があります。

◆シートベルトの着用が必要な理由は？

シートベルトは、車が衝突した際にハンドルに頭や胸をぶつかけたり、車に乗っている人がフロントガラスを突き破って車外に放り出されることを防ぐための最も簡単で最大の効果を得られる安全装備です。シートベルト着用者と非着用者の事故統計でも致死率に大きな差が出ています。交通事故を起こしたとき、シートベルト非着用運転者の致死率は、着用運転者の致死率の約16倍とされています。また、シートベルトはドライバーだけでなく、助手席や後部座席の同乗者も必ず着用させましょう。これは同乗者自身の安全のためだけでなく、ドライバーの義務であることを理解してもらいましょう。参考までに、後部座席のシートベルト非着用者の致死率は着用者の約10倍となっています（H15警察庁交通局調べ）。同乗するときも交通事故の危険に備えましょう。

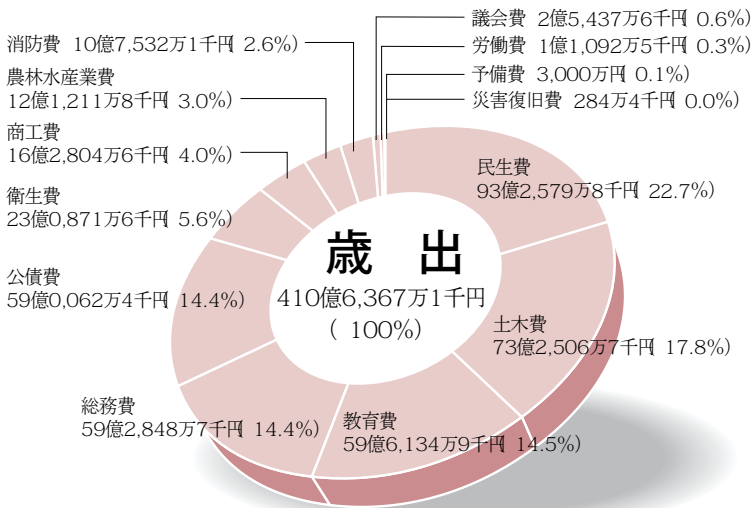
◆佐久市のシートベルトパーフェクト作戦の取り組みは？

佐久市では、期間中「シートベルト着用徹底のための街頭指導」と「シートベルト着用の広報啓発活動」を予定しています。毎月1回、原則として毎月5日・20日の交通安全の日、毎月4日・14日・24日のシートベルト着用啓発日の合計5日間のいずれかの日に、警察などと合同で街頭指導を行います。

平成17年度下半期

市の財政状況

平成17年度一般会計および特別会計予算の平成17年10月1日から平成18年3月31日までの間における歳入歳出の概況ならびに市有財産、市債、一時借入金および基金の状況についてお知らせします。



市債および一時借入金の現在高 (平成18年3月31日現在)

市債元金 39,988,991千円(一般会計分)
 道路整備、公園整備、小中学校建設および全戸水洗化など大型事業を実施する際、市債は重要な財源となっています。この市債の多くは、後年度に地方交付税で財源措置される有利な起債です。
 一時借入金 なし

基金の状況 (平成18年3月31日現在)

基金現在高 20,294,266千円(一般会計21基金)
 基金は、年度間の財源不均衡を調整したり、市債の償還財源、学校施設の整備等の財源など、特定の目的のために積み立てる資金です。

一般会計および特別会計の予算等の状況

平成17年度一般会計当初予算の規模は、375億円となりました。その後、10回の補正予算を追加して最終予算額は、410億6,367万1千円となりました。

歳入状況

主な歳入の状況については、市税は、個人市民税において給与所得が当初見込みより伸びたほか、配偶者特別控除の縮減など税制改正により前年度を上回る見込みとなりました。
 法人市民税についても、一部業種での回復基調が見られ、また、過去の事業年度分に対しての増額の修正申告がなされたこと等により、前年度を上回る見込みとなりました。

地方交付税のうち、普通交付税については、合併市町村に対する特例措置により、前年度対比で2.2%の増となりました。
 特別交付税についても、合併に係る支援措置に伴い、前年度対比で2.1%の増となりました。

この結果、地方交付税全体でも、2.2%の増となりました。

歳出状況

主な歳出のうち、大型事業としては、野沢中学校の普通教室棟の建設を実施し、

屋内運動場の建設に着手しました。
 望月小学校についても、本年度より管理・普通教室棟の建設に着手しました。
 また、合併に伴う市議・市長選挙を執行了しました。

そのほか、あさしな保育所建設事業、情報通信設備事業特別会計への繰り出し、戸籍電算化事業、白田・青沼・あさしなの3児童館建設事業、平尾山公園の昆虫体験学習施設建設事業、中込地区複合型公共施設整備事業、市内図書館のネットワーク事業および公共施設のアスベスト除去事業などの事業を実施しました。
 また、新市の早期一体感の醸成のため、市内幹線道路の整備として、布施・春日地区と東立科地区を結ぶ東西幹線の基本ルートの基礎調査を行いました。

このほか、健全財政維持のため、市債の繰上償還を実施し、また、基金積立金として、将来の財政需要に備え、総合都市交通施設整備基金、小中学校施設整備基金等へ積み増しを行いました。
 これらの事業は、順調に執行され、かつ、経費全般にわたり徹底した節減合理化と効率的な支出管理に努めたところであります。

特別会計については、平成17年度に情報通信設備事業特別会計を加え21会計となりましたが、市営バス事業特別会計、浅科温泉施設特別会計、浅科道の駅施設特別会計の3特別会計は、平成17年度末をもって廃止することになりました。

それぞれの事業の執行は、順調に行われました。

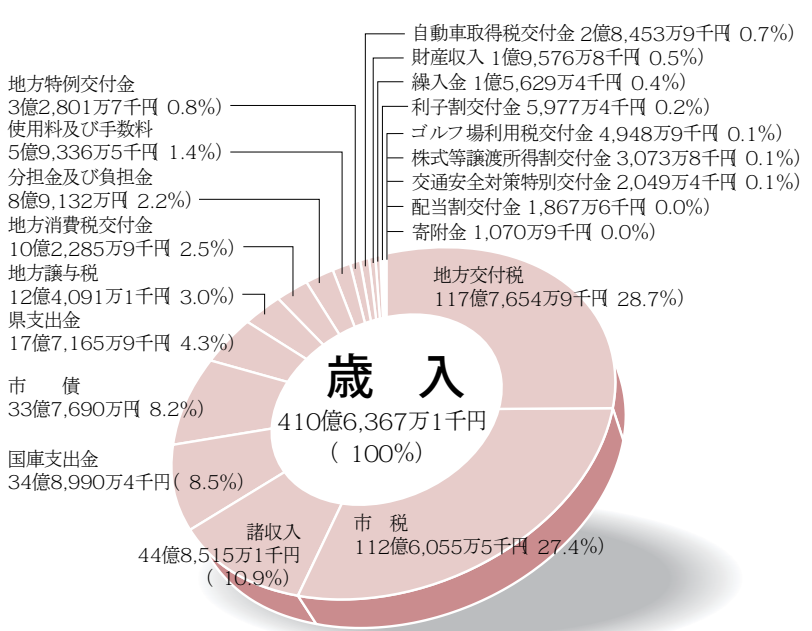
特別会計

H18.3.31現在

一般会計

特別会計名		最終予算額	歳入予算額に対する執行率	歳出予算額に対する執行率
国民健康保険	事業勘定	千円 8,134,824	87.9%	89.6%
	へき地内山診療所勘定	1,588	86.7%	86.8%
	浅科診療所勘定	103,653	98.4%	43.0%
介護保険会計		6,907,828	85.1%	89.8%
白田啓明園会計		185,692	98.8%	85.4%
白田学園会計		117,125	99.8%	79.7%
特別養護老人ホーム複合型施設会計		480,488	94.5%	90.1%
老人保健医療会計		10,039,960	93.4%	93.2%
住宅新築資金等貸付事業会計		154,716	57.1%	99.1%
市営バス事業会計		29,078	75.7%	88.5%
介護老人保健施設会計		253,141	86.0%	94.7%
白田保養センター会計		31,223	43.8%	90.8%
浅科温泉施設会計		59,870	80.9%	87.7%
浅科道の駅施設会計		59,377	97.1%	82.6%
特定環境保全公共下水道事業会計		912,540	34.8%	83.6%
農業集落排水事業会計		491,349	47.9%	82.6%
生活排水処理事業会計		137,572	47.4%	87.1%
奨学資金会計		22,164	89.2%	99.9%
茂田井財産区会計		1,752	99.9%	87.2%
情報通信設備事業会計		505,554	0.0%	0.0%
国民健康保険 事業会計合	収益的収支	5,063,563	100.3%	98.7%
	資本的収入	1,315,575	100.0%	
	資本的支出	1,631,636		90.5%
望月水道事業会計	収益的収入	223,781	100.5%	
	収益的支出	210,771		96.2%
	資本的収入	4,755	104.5%	
	資本的支出	66,257		94.4%
公共下水道事業会計	収益的収入	1,856,863	103.0%	
	収益的支出	1,846,359		96.0%
	資本的収入	2,377,647	94.9%	
	資本的支出	2,543,745		89.3%
合計	歳入	39,471,678	89.0%	
	歳出	39,991,825		90.6%

※執行率は出納整理期間中の収入・支出を含まない



市有財産の状況 (平成18年3月31日現在)

土地	23,358,840.22m ²	建物	495,611.22m ²
宅地	1,755,551.32m ²	立木	280,990.00m ³
山林	18,296,967.10m ²		
原野	922,190.89m ²		
牧場	354,308.00m ²		
その他	2,029,822.91m ²		

下半期の主な事業と補正予算額

(単位 千円)

- あさしな保育所建設事業費141,403
あさしな保育所の建設のための予算を追加しました。
- 福祉会館管理運営事業費 (施設修繕)11,183
福祉会館の給湯・給水設備の改修を行いました。
- 浅間中学校建設事業費169,686
浅間中学校の用地を取得しました。
- 園芸対策事業費 (花き集出荷施設整備事業補助)15,566
J A 佐久浅間が整備した花き集出荷貯蔵施設整備事業への補助金。
- 観光施設管理運営事業費 (源泉用地等取得)60,294
布施温泉源泉用地および施設等を購入しました。
- 総合都市交通施設整備基金積立金700,564
中部横断自動車道関連の道路整備等のために基金を積み立てました。
- 減債基金積立金850,431
繰上償還等を行うための財源として基金を積み立てました。
- 小中学校施設整備基金積立金1,205,588
今後の学校建設等のために基金を積み立てました。

事業が始まりました

■お問い合わせ
高齢者支援課 ☎62-2111 (内線218)
または 各支所保健福祉課

特定高齢者のための介護予防事業（地域支援事業）

市では、特定高齢者のための介護予防事業として、下記の事業を実施（一部は委託）しています。

通所型介護予防事業

運動器の機能向上	介護予防ふれあいサロン事業 転倒骨折予防事業 筋力向上トレーニング事業
栄養改善	栄養改善教室
口腔機能の向上	口腔機能向上教室
閉じこもり、うつ、 認知症予防・支援	認知症予防教室 はつらつ音楽サロン

訪問型介護予防事業

閉じこもり、うつ、 認知症予防・支援	生活管理指導員派遣事業
口腔機能の向上	歯科保健指導事業

介護予防事業の利用方法

特定高齢者となった方については、その方にあった介護予防事業をご紹介します。利用の流れは、以下のとおりです。

特定高齢者の決定

基本チェックリストを用いて、健診等や、本人や家族からの相談で、生活機能の低下がみられ、介護予防事業の利用が必要な人について、市が特定高齢者として決定します。

地域包括支援センターによる訪問

特定高齢者となった方について、地域包括支援センターの職員が訪問して本人の様子を伺い、課題の分析をします。介護予防事業の利用について、本人や家族と相談し、「一人ひとりの「したいこと」「できるようになりたいこと」を大切に、介護予防支援計画を作成します。

介護予防支援事業の利用

介護予防支援計画に基づき、介護予防事業を利用します。
介護予防事業を実施している事業所で、利用者個人の目標を立て、それを達成するための支援プログラムを実施します。

目標達成度を評価

一定期間ごとに、地域包括支援センターにおいて、漫然と同じサービスを利用し続けるのではなく、効果を評価し、今後の介護予防事業の利用について方向づけをします。評価後は、次の3つの場合が考えられます。

状況が変わらない場合

介護予防事業を継続して利用し、目標の達成を目指します。
介護予防支援計画は、必要に応じて内容を見直します。

目標を達成した場合 状況が改善した場合

目標を達成した場合や生活機能が改善した場合には、介護予防事業の利用を終了します。
地域のいきいきサロン、老人会、地区公民館活動等に積極的に参加し、元気な状態を維持しましょう。

状況が悪化した場合

生活機能が低下し、より多くのサービスが必要となった場合には、介護保険を申請し、介護サービスを利用します。

特定高齢者のための介護予防

介護予防とは

元気な人も、支援や介護が必要な人も、生活機能の低下や重度化をできるだけ防ぎ、自分らしい生活を実現できるようにすることです。そのために、生活機能の低下が軽度である早い段階から継続して、予防的な事業やサービスを提供していきます。

平成18年4月の介護保険制度の改正により、重点的に実施されることになりました。

特定高齢者とは

介護認定を受ける段階ではないが、「生活機能が低下し介護が必要となるおそれのある高齢者」です。

選定の1つの基準となるのが、厚生労働省で示された、下記の「基本チェックリスト」です。

特定高齢者となった方には、生活機能の改善のため、その方にあった介護予防事業をご紹介します。

介護予防事業は、一定期間ごとに評価を行い、状況により利用終了となります。

基本チェックリスト

あなたの生活機能をチェックしてみましょう。
下記の質問に「はい」か「いいえ」でお答えください。

		はい	いいえ
1	バスや電車で1人で外出していますか		
2	日用品の買い物をしていますか		
3	預貯金の出し入れをしていますか		
4	友人の家を訪ねていますか		
5	家族や友人の相談にのっていますか		
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか		
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか		
8	15分くらい続けて歩いていますか		
9	この1年間に転んだことがありますか		
10	転倒に対する不安は大きいですか		
11	6か月間で2～3kgの体重減少がありましたか		
12	身長 cm 体重 kg (BMI=) ※		
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか		
14	お茶や汁物等でむせることがありますか		
15	口の渇きが気になりますか		
16	週に1回以上は外出していますか		
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか		
18	周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあるとされますか		
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか		
20	今日が何月何日かわからないときがありますか		
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない		
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった		
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる		
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない		
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする		

※BMI〔=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)〕が18.5未満の場合に該当とする。

色がついている欄にチェックが入った場合、上記の項目の内容により、運動機能の低下・口腔機能の低下・低栄養・認知症・閉じこもり・うつなど、何らかの生活機能の低下が考えられます。

このような場合には、市役所高齢者支援課（支所は保健福祉課）または、お近くの地域包括支援センターにご相談ください。

ふるさとは 佐久 Saku



竹内正志

たけうち まさし
竹内 正志さん
神奈川県海老名市在住
野沢北高校・立教大学卒業。川崎信用金庫勤務（金融サービス部長）。本新町出身。57歳。

プロフィールを

私は、昭和23年、野沢町本新町で生まれました。父親は農協中央会職員、母親は農業を営み、私は男ばかり3人兄弟の末っ子です。高校を卒業する18歳まで佐久で育ちました。

佐久の実家は

10月に90歳を迎える父親と92歳の母親、横浜から戻った長兄の3人暮らしです。長寿の時代とはいえ、2人揃って健在であることは、地元の方を始め、皆様のお力添えによるものと心より感謝申し上げます。と思います。

佐久での18年間の思い出は

とても語り尽くせませんが、生まれが農家でしたから小さい頃から野良仕事はよく手伝いました。中でも田植えは辛かったです。素足で入る田んぼの水が冷たくて、小学生にとってはきつかったです。今でも忘れません。

佐久の今昔は

東京に初めて出たのは、中学生の時でした。父親が東京に出張した際、一緒に連れて行ってもらったのですが、信越線はまだ蒸気機関車の時代で、碓氷峠のトンネルに入ると煙のンスで顔がザラザラになりました。小諸から上野まで5時間位は掛かったと思います。それに比べると便利になりました。新幹線もさることながら、道路が格段に整備され、車で帰省する我々にとっても本当に快適になりました。実家は、白田から望月に通じるバイパス沿いにありますが、次々と新しい店舗がオープンするのを見ると、佐久のマーケットの大きさに驚きを感じます。

故郷とは

「ふるさとは遠くにありて思ふもの…」（室生犀星）、同感です。遠く久しく故郷を離れ、初めて「親の有り難さ」や「佐久の自然の素晴らしさ」を感じます。「いつしか生まれ育った故郷に帰りたい」という思いが永遠のテーマです。

ぼくの夢わたしの夢

青春 Dream トーク



ひなた けんじ
日向 健二 くん
白田高校3年

家族…父・母

趣味…弓道（二段）・園芸

住所…入沢

今、一番楽しいことは「日本学校農業クラブ連盟の活動で、地域の小学生や保育園児といった、いつもとは違う年齢層の人たちと交流をしているときです」と話す日向健二くん。白田高校に通う17歳です。日本学校農業クラブ連盟の白高クラブでは会長を任されている日向くん。「里山保全体験学習の講師として県外の高校に行ったこともあります」とのこと。そんな日向くんの将来の夢は、「森林インストラクターか農業高校の先生になること。『森の聞き書き甲子園』に参加して、昔から自然と付き合ってきた職人と呼ばれる方に取材をさせていたideきたとき、日本人は昔から自然とこんなふうまく付き合ってきたのかと感動しました」という日向くん。

「白田高校では、地域との交流の場として、『白高自然塾』という自然観察会を開いています。自分たちが学習してきたことを人に伝えることは、とても難しいことですが、楽しさや、やりがいも感じています。そして何より、多くの人たちに僕たちの生きるこの地球に目を向けてもらいたいという気持ちから森林インストラクターか農業高校の先生になりたいと思っています」と話してくれました。



佐久市の **観光** 見どころ紹介 **16**

うすだスタードーム

うすだスタードームは、臼田宇宙空間観測所のお膝もとに、平成8年開館した、子どもから大人まで本格的な天文観測に親しむことができる施設です。専門の係員の解説を聞きながら、口径60cm・長さ3mもの反射式望遠鏡を用いて星を間近に観測できるほか、口径20cmの屈折式望遠鏡が2機あり、観測する天体に合わせて使い分けます。

開館時間は、昼の部が10時から18時まで、夜の部が19時から22時までとなっており、昼と夜、両方の星を楽しむことができます。また、雨天時でもスライドやビデオによる解説があり、天候に左右されず宇宙の神秘をうかがいすることができます。

流星群が接近したときの特別観望会や、七夕・中秋の名月の観望会のほか、月食や日食などの天体観測等さまざまな企画も行っています。皆さんも本物の星々を見に訪れてみてはいかがでしょうか。

所在地: 佐久市臼田3113-1

電話: 82-0200

休館日: 毎週月・火曜日

料金: 大人500円／小中学生250円



10万1千人の広場

市民の皆さんへのインタビューコーナーです。

お聞きしたことは、①仕事や趣味について

②今後チャレンジしたいこと

③これからの街づくりに望むことです。

内藤さんから紹介された

ゆい みつお
油井 満夫さん
(建設業・上小田切)



①住宅の設計・建築を行っています。趣味は野球と消防のポンプ操法です。先月、佐久市のポンプ操法大会があったのですが、よい成績を残すことができず、悔しい思いをしました。

②子供から高齢の方まで、誰もが安心して住みやすく、住んでいる人に喜んでもらえる夢のある住宅を造り続けることです。

③野球やソフトボール、ポンプ操法の練習などを夜でもできるように、ナイター設備を充実させてほしい。場所はあるのに、夜活用できないのはもったいないです。

岩崎佳子さんから紹介された

くろさわ りえ
黒澤 理恵さん
(事務員・岩村田)



①小物を作ることが好きで、ハンドクラフトを趣味にしています。雑貨屋さんで気に入った小物を見付けると材料をそろえて自分で作り、家に飾ったりしています。

②母親として、子どもたちが安心して食べることができ、心にも体にもよい食材について勉強していきたいと思っています。

③佐久は自然が豊かな土地です。その自然を生かし、子どもやお年寄り、障害者など幅広い人たちが安心して遊んだり、安らぐことのできる場所が身近にある街になってほしいと思います。

70歳からの医療について

■お問い合わせ
 国保年金課医療給付係 ☎ 62-2111 (内線249)
 もしくは国保係 (内線254) または各支所住民課市民係

国保と老人保健制度

70歳以上の方の医療は次のようになります。

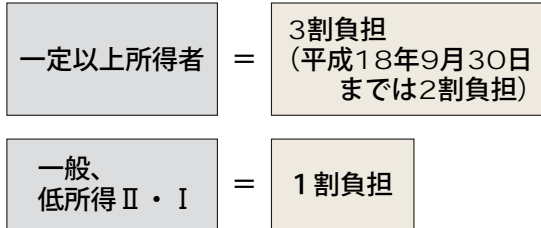
	70歳以上で国保で医療を受ける方	老人保健制度で医療を受ける方
対象となる方	● 国保の一般加入者および退職者医療制度の対象者で70歳～74歳(誕生日が昭和7年10月1日以降)の方	● 75歳以上の方 ● 一定の障害のある65歳以上の方 ● 誕生日が昭和7年9月30日以前の方
お医者さんにかかるときは	保険証・国民健康保険高齢受給者証を窓口に表示します	保険証・健康手帳・老人医療受給者証を窓口に表示します

70歳・75歳それぞれの誕生日の翌月(1日が誕生日の方はその月)から対象となります。

のお知らせ

お医者さんにかかる ときの負担(窓口負担)

平成18年8月1日(定率負担の見直しは平成18年10月1日)から医療を受けたときは、次のような一部負担金の支払いとなります。



● 一般とは、平均的な所得の方です。
 ● 低所得Ⅱとは、世帯主および世帯全員が住民税非課税(低

所得Ⅰ以外)の方。

〔経過措置〕 老年人に係る住民税非課税措置の廃止に伴い、世帯員のうち一部(例えば夫)が課税者となるが、一部(例えば妻)は非課税者(前年の合計所得金額が125万円以下であった平成17年1月1日現在において65歳以上の方と同一世帯の住民税非課税である70歳以上の方または老人保健対象者)の場合、平成18年8月から2年間、非課税者について、「低所得Ⅱ」の自己負担限度額が適用となります。また、食事の標準負担額についても「低所得Ⅱ」の額が適用となります。

● 低所得Ⅰとは、世帯主および世帯全員が住民税非課税で、かつ各種収入等から必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いた所得が0円となる方。

● 一定以上所得者とは、課税所得(各種控除後)が年額145万円以上の70歳以上の方

たは老人保健対象者、および同世帯の70歳以上の方または老人保健対象者(該当者の合計年収が520万円未満(対象者1人では383万円未満)の場合は、申請により1割負担となります)。

〔経過措置〕 公的年金等控除の縮減および老年人控除の廃止に伴い新たに一定以上の所得者に移行する課税所得(各種控除後)

減額の適用を受けるためには

申請が必要です

● 老人保健で医療を受けている方で、低所得Ⅱ・Ⅰ(住民税非課税世帯および経過措置対象者)に該当し、すでに入院されている、または今後入院される予定のある方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請をしてください。入院したときに窓口で支払う一部負担金と入院時の食事代が減額されます。なお、交付を受けなかった場合でも申請により認められれば限度額を超えた分が支給されます。

● 低所得Ⅱ・Ⅰの方であつて、すでに「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの

が年額145万円以上213万円未満の70歳以上の方または老人保健対象者、および同世帯の70歳以上の方または老人保健対象者の合計年収が520万円以上621万円未満(対象者1人では383万円以上484万円未満)の方については、平成18年8月から2年間、自己負担限度額が「一般」並みに据え置きとなります。

方も更新手続きが必要です。忘れずに申請してください。「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は、毎年8月1日～翌年7月31日です。

申請に必要な書類

- ① 限度額適用・標準負担額減額認定申請書
- ② 保険証
- ③ 老人医療受給者証
- ④ 申請書の添付書類

なお、低所得Ⅰの区分の適用を申請により受けようとする方は、公的年金等源泉徴収票・給与源泉徴収票等所得額が確認できる書類を添付してください。

減額の適用を受ける方の
入院時の食事代等

食事療養費に係る費用の算定方法が1日単位から1食単位に見直され、標準負担額が平成18年4月1日から次のとおり改正されています。

老人医療受給対象者の分類	標準負担額		入院時等一部負担金の限度額
	食事療養費		
	改正前(一日当たり)	改正後(一食当たり)	月額(入院+外来<世帯>)
一般	780円	260円	40,200円
低所得者Ⅱ	過去1年の入院期間が90日以下	650円	24,600円
	90日超(長期該当者)	500円	
低所得者Ⅰ	300円	100円	15,000円

- ◇1日の標準負担額は3食に相当する額を限度としています。
- ◇平成18年3月31日以前に行われた食事療養に係る標準負担額は従前どおりです。
- ◇入院時等一部負担金の限度額は平成18年9月30日までの額です。

「佐久市志史料目録」

発刊と頒布のご案内

「佐久市志」編さん事業は昭和56年度から始まり、昭和62年度に自然編を刊行、その後、民俗編・美術建築編・歴史編(5巻)を順次発刊し、歴史年表を平成14年度に刊行して終了しました。「佐久市志」の執筆作業に

当たりましては、所蔵者の方々のご協力により古文書を始めとして古絵図・旧役場文書等約8万8千点の史料を基礎資料として蒐集いたしました。

このたび発刊する「佐久市志史料目録」は、佐久地域の歴史や文化を知るうえで欠かすことができない古文書等の歴史資料の散逸を防ぐ目的と、多くの市民の方が本地域に所蔵されている貴重な古文書等への関心をさらに高めていただくため、時代別・内容別に5冊に分けて分類・整理し、史料の所蔵者および所在を検索しやすく収録してあります。

この目録を「佐久市志」とともに、佐久地域の歴史・文化に関する研究や学習活動の情報源として活用していただきたく、ご希望の方に頒布します。多くの方々のお申し込みをお願いします。

■頒布価格(送料別途) ※全巻セットでも単冊でも頒布します。

書籍名	金額
佐久市史料目録 一 中・近世(1)	3,000円
佐久市史料目録 二 中・近世(2)	2,000円
佐久市史料目録 三 近現代	3,000円
佐久市史料目録 四 旧役場文書	3,000円
佐久市史料目録 五 県史蒐集、絵画、書籍	1,500円
全巻セット	12,500円

■お申し込み・お問い合わせ 文化財課 ☎68-7321 FAX 68-7323



熱い戦いが繰り広げられました

6月18日、第2回佐久市ママさんバレーボール大会が、佐久市総合体育館などを会場に37チームが参加して開催されました。

この大会で優勝した、つば(春日)と三塚(三塚)の2チームは、10月に行われる静岡市との交流大会に出場します。



夏の訪れを告げるプール開き

市内の各保育園では、6月下旬から7月上旬にかけてプール開きが行われ、この日を楽しみにしていた園児たちは、元気な声を響かせながら水遊びを楽しんでいました。

(写真は、布施保育園)



ボランティアによるひとり暮らし高齢者等の住宅補修が行われました

6月25日、佐久建設労働組合加盟会員約40名の皆さんのボランティアによる、ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯の住宅補修が行なわれました。

今年は33軒から申し込みがあり、網戸・屋根・雨樋・サッシなどの修理を行い、高齢者の皆さんから「これで安心して過ごすことができます」と大変喜ばれました。



佐久市浄化槽協会総代会が開催されました

6月26日、佐久市浄化槽協会(会長三浦市長)総代会が開催されました。同協会は浄化槽の設置者と施工・維持管理および清掃を行う業者が加入している協会で、現在の会員数は2,383名です。総代会では、設置者と業者より選出された総代により、18年度の事業計画、予算等が協議され、続く役員改選(任期2年)において、三浦市長が会長に再任されました。



東京佐久会が開催されました

6月11日、東京佐久会の総会が開催されました。新・佐久市の誕生に伴い「東京佐久市人会」と「東京浅科会」という伝統ある両会がひとつになり、「東京佐久会」として新たにスタートしました。

総会には、三浦市長、佐久商工会議所榎山会頭が招待され、会員の皆さんと親睦を図りました。



全国大会出場の方々に 芸術文化振興激励金を交付

第42回全国高等学校将棋選手権大会個人戦に出場の八木瞳さん、渡辺真理子さん(野沢南高)、同大会団体戦に出場の高見澤聖子さん、佐藤千夏さん、中條瑞穂さん(野沢北高)、第30回文部科学大臣杯全国高校囲碁選手権大会団体戦に出場の高橋恵子さん、丸山秋香さん、櫻井ゆう子さん(野沢北高)に6月30日、佐久市芸術文化振興激励金が交付されました。



わが家の交通安全課長 委嘱式が行われました

6月28日、わが家の交通安全課長委嘱式が市内の小学校を代表して臼田小学校で行われ、児童の代表に学校の仲間や家族に交通事故防止を呼び掛けてほしいと委嘱状が手渡されました。



若い力を海外活動へ

青年海外協力隊員として、ザンビア(アフリカ)へ派遣される久保智之さん(新子田)が、出発前の6月23日、三浦市長を表敬訪問しました。

ザンビアは、基礎教育の充実に力を入れるため、教育改革を行っています。教育省には、理科を指導できる人材が不足しているということで、久保さんは、理数科の教師として、中学校の生徒の指導にあたります。



三浦市長、医家市長会の会長に再任

6月7日、全国の医師資格を持つ市長で構成する医家市長医政推進会議の総会が東京で開催され、三浦市長が会長に再任されました。

この会は、各市政の発展に役立てるために、同じ医師という立場から医療、福祉などについて意見交換することを目的に平成3年に設立されました。

会議では、厚生労働省の麦谷医療課長より「医療制度改革」について説明があり、日本医師会唐澤会長、内田常任理事も交え意見交換を行いました。

農協推薦の 農業委員が変わりました

農協推薦で白田地区田口から選任されました、志摩重之委員が退任され、後任に、浅間地区の長土呂から神津武雄さんが委員として選任されました。このため、委員の担当地区が別表のとおり変更となりました。

浅間・東地区

委員名	新担当地区	旧担当地区
神津 武雄	長土呂、佐久平駅東・北・南	
森角 淳	住吉町、本町、西本町、荒宿、稲荷町、大和町、花園町	長土呂、佐久平駅東・北・南、住吉町、本町、西本町、荒宿
岩崎 一夫	上の城、相生町、一本柳、猿久保、猿久保東	稲荷町、大和町、花園町、上の城、相生町、一本柳、猿久保、猿久保東

白田地区

委員名	新担当地区	旧担当地区
大工原正洋	馬坂、広川原、丸山、川原宿、田口中町、下町、三分	馬坂、広川原、丸山、川原宿、田口中町、下町
志摩 光一	清川、大奈良、上中込、原、下越・竜岡	清川、大奈良、上中込、原
志摩 重之		三分、下越・竜岡

訃報

望月地区の小泉奎一委員が6月10日、ご逝去されました。謹んでご冥福をお祈りします。
このため、春日地区全域を小林信章委員が担当します。

無断転用防止で大切な農地を守りましょう

～農地の転用には許可が必要です～

- ◆農地の所有権の移転や地上権、永小作権、賃貸借による権利、その他の使用貸借権等の設定をするときは、農地法第3条により農業委員会の許可を受けなければなりません。なお、住所地区域外は、知事の許可が必要です。
- ◆農地を住宅、店舗、事務所など農地以外の目的で使用しようとするときは、知事の許可が必要となります。
- 自らの農地を転用するときは農地法第4条の許可が必要です。
- 所有者以外の者が農地を買い、または借り受けて、転用すると
- ◆農地の所有権の移転や地上権、永小作権、賃貸借による権利、その他の使用貸借権等の設定をするときは、農地法第3条により農業委員会の許可を受けなければなりません。なお、住所地区域外は、知事の許可が必要です。
- ◆農地法第5条の許可が必要ですが、転用面積が4haを超えるものは農林水産大臣の許可が必要です。
- ◆一時的に資材置き場等農地以外に利用する場合も、許可が必要ですが、
- ◆農地法の許可を受けないで、無断で転用したり、転用許可に係る事業計画どおりに転用してない場合には、農地法違反になり工事の中止や原状回復等の命令がなされる場合があります。
- ◆転用申請の締切日は毎月15日となっております。申請には、

新農業者年金 (積立方式の政策年金)に 加入しましょう

- 自分の年金原資を自分で積み立てます。
- 積立方式で財政基盤が安定しています。
- 農業に従事する人は広く加入できます。
 - 国民年金の第1号被保険者
 - 年間60日以上農業に従事
 - 60歳未満の人
- 80歳までの保障がついた終身年金です。年金は生涯支給されます。
- 認定農業者などには、保険料の国庫補助があります(政策支援を受けている加入者と家族経営協定を締結して、経営に参画している配偶者・後継者にも保険料を助成)。
- 保険料の額は自由に決められます。月額2万～6万7千円で、途中で見直しもできます。
- 税制面でも特例が用意されています。支払った保険料は全額、社会保険料控除の対象となり大きな節税効果があります。

農地の売買なら **(財)長野県農業開発公社** 任せて安心

- ◆農地を売りたい方
譲渡所得が800万円まで控除されます。
- ◆農地を買いたい方
登録免許税10/1000が8/1000に軽減されます。また、不動産取得税が軽減されます。
お問い合わせは、(財)長野県農業開発公社
(☎026-234-0777) または農業委員会へ

添付書類も必要なことから、早めの申請をお願いします。

佐久市職員採用試験

試験の名称	試験区分	採用予定人員	受験資格	受験手続
上級	行政	若干名	平成18年7月5日現在、佐久市に住民登録をしてあり(修学、就職などのために他市町村に住む者で、家族が佐久市に居住している者を含む)、昭和53年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者	<ul style="list-style-type: none"> ●試験日時(第1次) 平成18年8月27日(日) 午前9時試験開始 ●場所 佐久市役所 ●試験申込書の交付 <ul style="list-style-type: none"> ●職員課 人事係(4階) ●郵便による請求の際は、試験区分を指定したうえ宛名を明記した返信用封筒(140円切手を貼付した角2の大きさ)を同封してください。 ●受験申込先 職員課 人事係(4階) 〒385-8501 長野県佐久市中込3,056番地 ●受験申込時の提出書類 <ul style="list-style-type: none"> ●試験申込書 ●最終学校(卒業見込み)の学業成績証明書 ●健康診断書(1か月以内のもの) ●受験資格に必要な免許等を有する者は、免許証等の写し ●受付期間 <ul style="list-style-type: none"> ●7月18日(火)から8月8日(火)(土・日曜日、祝日を除く) ●郵便の場合は、8月8日(火)までの消印有効 <p>※浅間総合病院については、現在、市内および佐久圏域の他の医療機関・施設に正規職員として勤務している者は原則として受験できません。</p> <p>※採用試験に関して不明な事項は、職員課人事係☎62-2111(内線424・425)までお問い合わせください。</p> <p>※この試験の実施にあたり提出いただいた個人情報、今回の採用試験のために必要な範囲でのみ利用しますので、ご承知ください。</p>
	行政(情報)	若干名	情報工学等を専攻した者で、昭和53年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者	
	土木	若干名	土木を専攻した者で、昭和53年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者	
	保健師	若干名	保健師免許を有する者(平成19年3月卒業見込みの者で免許取得見込みの者を含む)で、昭和53年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者(採用後、一般事務職員として勤務を命ぜられることもあります)	
中級	保育士	若干名	平成18年7月5日現在、佐久市に住民登録をしてあり(修学、就職などのために他市町村に住む者で、家族が佐久市に居住している者を含む)かつ、保育士の資格を有する者(平成19年3月卒業見込みの者で、資格取得見込みの者を含む)で、昭和58年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者(採用後、一般事務職員として勤務を命ぜられることもあります)	
初級	一般事務	若干名	平成18年7月5日現在、佐久市に住民登録をしてあり(修学、就職などのために他市町村に住む者で、家族が佐久市に居住している者を含む)昭和60年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者	
浅間総合病院	看護師	若干名	看護師免許を有する者(平成19年3月卒業見込みの者で、免許取得見込みの者を含む)で、昭和46年4月2日以降に生まれた者	
	助産師	若干名	看護師および助産師免許を有する者(平成19年3月卒業見込みの者で、免許取得見込みの者を含む)で、昭和46年4月2日以降に生まれた者	
	放射線技師	若干名	診療放射線技師免許を有する者(平成19年3月卒業見込みの者で、免許取得見込みの者を含む)で、昭和51年4月2日以降に生まれた者	
	理学療法士 作業療法士	若干名	理学療法士免許または作業療法士免許を有する者(平成19年3月卒業見込みの者で、免許取得見込みの者を含む)で、昭和51年4月2日以降に生まれた者	
	臨床検査技師	若干名	臨床検査技師免許を有する者(平成19年3月卒業見込みの者で、免許取得見込みの者を含む)で、昭和51年4月2日以降に生まれた者	
	臨床工学技士	若干名	臨床工学技士免許を有する者(平成19年3月卒業見込みの者で、免許取得見込みの者を含む)で、昭和51年4月2日以降に生まれた者	
	診療情報管理士	若干名	診療情報管理士資格を有する者(平成19年3月卒業見込みの者で、資格取得見込みの者を含む)で、昭和51年4月2日以降に生まれた者	
	介護員	若干名	介護福祉士資格を有する者(平成19年3月卒業見込みの者で、資格取得見込みの者を含む)で、昭和51年4月2日以降に生まれた者	

野焼きは法律で禁止されています!!

野焼きとは？

適法な焼却施設以外で廃棄物（ごみ）を燃やすことを『野焼き』
 と言い、「廃棄物の処理及び清掃
 に関する法律」（以下、「廃掃法」）
 で原則として禁止されています。
 野焼きには、地面で直接焼却
 を行う場合だけでなく、ドラム
 缶・ブロック囲い・素掘りの穴・
 法令で定められた設備構造基準
 に適合していない焼却炉（簡易
 焼却炉など）での焼却行為など
 も含まれ、一般家庭でのごみの
 焼却はほとんど『野焼き』に該
 当するものと考えられます。



野焼きはなぜいけないのですか？

野焼きを行うと、その煙が悪
 臭や大気汚染の原因となるため、
 周辺の方々に大変な迷惑となり
 ます。また、野焼きでは通常焼
 却温度が200℃～300℃程
 度にしかならないため、燃やす
 ものによっては有害物質のダイ
 オキシン類の発生原因になると
 も言われており、生活環境や私
 たち自身の健康にも影響が出て
 きます。

例外的に認められる場合は？

次の場合は、例外的に認めら
 れています（廃掃法第16条の2、
 同法施行令第14条から抜粋）。

- 法令で定められた設備構造基
 準に適合した焼却炉での焼却
- 風俗慣習上または宗教上の行
 事を行うために必要な廃棄物
 の焼却

【例】どんど焼き、塔婆の供養焼
 却など

○農業、林業または漁業を営む
 ためにやむを得ないものとし
 て行われる廃棄物の焼却

【例】農業者が行う土手焼き・ワ
 ラの焼却、林業者が行う伐
 採した枝の焼却など

○たき火その他日常生活を営む
 うえで通常行われる廃棄物の
 焼却であつて軽微なもの
 なお、「軽微なもの」とは、煙
 の量や臭い等が近所の迷惑に
 ならない程度の少量の焼却の
 ことです

【例】落ち葉たき、庭の草木の焼
 却、キャンプファイヤーな
 ど

※これらの場合でも、焼却は
 必要最小限にとどめ、やむ
 を得ず行う場合は、風向き
 や強さ・時間帯・焼却量・
 周辺の環境などに十分配慮
 して、近所の方に迷惑をか
 けないようお願いします
 （苦情が市に寄せられた場
 合は、指導対象となります）。

罰則はありますか？

野焼きを行った者は法律上、
 5年以下の懲役、1,000万円
 以下の罰金のいずれか、または
 両方が科せられます（廃掃法第
 25条第1項第15号）。

◎家庭から出るごみは、個
 人で焼却せず、生ごみを
 堆肥化する場合などを除
 いて、市の分別に従い、
 指定袋に入れ、決められ
 た日にゴミステーション
 に出してください。

■お問い合わせ

生活環境課環境保全係 ☎62-21111（内線265）
 または各支所住民課生活環境係



ごみの分別

Q & A

■お問い合わせ

生活環境課環境衛生係 ☎62-2111(内線266)

白田支所 住民課生活環境係 ☎82-3111

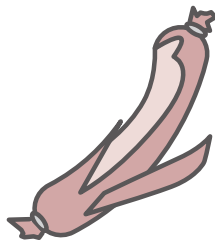
浅科支所 住民課生活環境係 ☎58-2001

望月支所 住民課生活環境係 ☎53-3111

Q 埋立ごみも洗わなくてはいけないのですか？

A 埋立ごみも有機物が付いている物は、きれいに落としてください。埋立処分地の周りには住宅が隣接しており、臭いは周りの方の迷惑にもなります。

Q 魚肉ソーセージ等に付いているビニールを取ると、ビニールにソーセージが付いてきますが、洗っても取れません。どこに分別すればいいのですか？



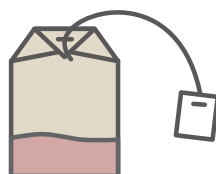
A ソーセージが付いているビニールは可燃ごみに分別をしてください。また、金属部分はアルミ製ですので、アルミ缶と一緒に資源ごみに分別してください。

Q 缶ビール等を包装してある紙の容器は、どこに分別すればいいのですか？

A 缶ビールが入っている大きい箱は、資源ごみの段ボールとして分別をしてください。また、その中に6缶程度を包装してある容器については、破いて可燃ごみに分別をしてください。

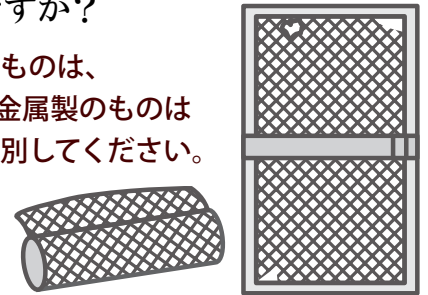
Q 緑茶や紅茶のティーパックは可燃ごみに分別をしていいのですか？

A 可燃ごみに分別をしてください。



Q 網戸の網はどこに分別すればいいのですか？

A ビニール製のものは、埋立ごみに、金属製のものはスチールへ分別してください。



Q お菓子の袋などに入っている乾燥剤はどこに分別すればいいのですか？

A 埋立ごみに分別してください。

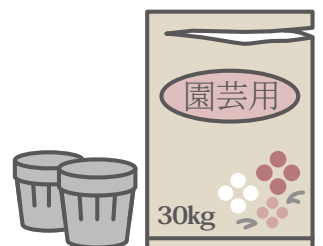


Q 食品などを輸送するときを使う保冷剤は、どこに分別すればいいのですか？

A 埋立ごみに分別してください。

Q 庭先で家庭菜園を行なって、園芸用の土が入っていた袋や肥料袋、苗の入っていたポットはどこに分別すればいいのですか？

A 園芸用の土が入っていた袋、肥料の袋や苗の入っていたポットは土などをよく落としていただき埋立ごみに分別してください。なお、出される際は肥料袋の中に埋立ごみを詰めて出さないでください。



平成18年度 結核健診(胸部レントゲン健診)のお知らせ

下記日程のとおり平成18年度結核健診を実施します。次の事項をよくお読みいただき受診してください。

- 1.対象者** 65歳以上の佐久市民の方(対象区域以外でも都合のつく方は受診できます)
- 【受診できない方】**
- 医療機関や職場で行う結核・肺がん検診を受けた方、または受ける予定の方
 - 現在肺または胸部の病気で医療機関に通院中の方
- 2.受診料金** ●無料
- 3.お願い**
- ネックレス、湿布薬等は外してきてください。
 - 髪の毛の長い方は、束ねて背中にかからないようにしてください。
 - 無地のシャツ、下着でボタン、ホック、刺繍のないものであれば着たままで撮影できます。
 - 眼鏡が必要な方は、当日ご持参ください(受診票を記入していただくため)。
- 4.その他** 再検査が必要な方には、おおむね1か月程度でご連絡します。
再検査の必要のない方には、ご連絡しません。

期日	対象区域	時間	会場	期日	対象区域	時間	会場
8/17 (木)	望月地区	9:30~11:00	駒の里 ふれあいセンター	8/23 (水)	比田井	9:30~10:30	比田井公民館
	高呂	11:15~12:00	高呂公民館		片倉	10:40~11:40	片倉公民館
	協東	13:30~14:30	JAデイサービス センター様前		牧布施	13:30~14:00	牧布施バス停
	天神	14:45~15:15	中野組事務所様前		百沢	14:15~14:45	百沢公民館
8/18 (金)	大谷地	9:30~10:00	大谷地公民館	8/28 (月)	大木	9:30~10:30	戸枝勇様宅前
	鳶岩	10:15~10:30	鳶岩公民館前		雁村	10:40~11:10	雁村公民館
	浅田切	10:45~11:00	阿部英昭様宅前		中居	11:20~11:50	中居創作館
	協西	11:15~11:45	協西公民館		抜井	13:30~14:00	抜井公民館
	延沢	13:30~13:45	田中功雄様宅前		式部	14:10~14:40	式部公民館
	合の沢	14:05~14:20	合の沢公民館		入布施	15:00~15:30	布施コミュニティー センター
	士林	14:40~14:55	士林中央 (小野沢京様宅前)	8/29 (火)	小平	9:30~10:30	小平公民館
	吹上	15:10~15:30	高呂吹上中央 (吉沢 隆様宅前)		三井	10:40~11:10	三井公民館
8/21 (月)	北春 上新 金井 堀端 大西	9:30~10:30	御鹿の郷 ふれあいセンター		茂田井	11:20~11:50	茂田井公民館
	向反	10:45~11:05	向反公民館		観音寺	13:30~13:50	観音寺公民館
	竹の城	11:15~11:45	竹の城公民館	印内・古宮	14:10~14:40	印内公民館	
	湯沢	13:00~13:30	湯沢公民館	印内原	14:50~15:10	印内原公民館	
	新田	13:40~14:10	新田公民館	御牧原	15:20~15:40	御牧原集荷所	
8/22 (火)	高橋	14:30~15:30	高橋公民館	8/30 (水)	望月全地区で受診 できなかった方	9:30~11:30	駒の里 ふれあいセンター
	長者原 一ノ原 東長者原 西長者原 中石堂	9:30~10:00	長者原生活改善施設			13:30~14:30	佐久良荘前
	藤巻	10:10~10:40	藤巻公民館			14:45~15:15	悠玄荘前
	谷田	10:50~11:10	谷田金井坂入口 (花沢政雄様宅前)				
	下の宮 善郷寺	11:30~12:00	下の宮公民館				
	岩下 入新町	13:30~14:00	岩下公民館				
新町 三明 宮の入 茂沢 入片倉	14:10~15:10	新町公民館					

上記以外の地区の日程は随時広報にてお知らせします。

- 上記日程等についてのお問い合わせ
- 保健課 保健予防係 ☎62-2111 (内線275・276)
 - 白田支所 保健福祉課 保健係 ☎82-3111 (内線244・245)
 - 浅科支所 保健福祉課 保健係 ☎58-2001 (内線27)
 - 望月支所 保健福祉課 保健係 ☎53-3111 (内線128・129)

福祉医療費受給者証の 一斉更新について

福祉医療費受給者証が8月1日一斉更新となります。これは、毎年、前年の所得や現在の受給資格を再審査し、新年度(8月1日から翌年7月31日まで)の認定を行い、受給者証を交付するものです。引き続き該当となる方には、7月下旬に新しい受給者証を郵送しますので、**8月1日以降、県内の医療機関で受診したり、薬局で薬を処方してもらう場合には、必ず新しい受給者証を見せて受診等してください。**新しい受給者証を見せ忘れますと福祉医療費が給付されない場合がありますので、8月1日以降最初に受診等される場合は特にご注意ください。

なお、今回は平成17年分所得で審査を行いますので、今年1月2日以降に佐久市に転入された受給者やそのご家族の方につきましては、前の住所地の市区町村役場で平成18年度の所得証明書をとって提出していただくこととなります(児童手当の認定請求や現況届等の添付書類として、すでに18年度の所得証明書を提出されている方は、その所得証明書により審査をさせていただきますので、あらためて提出していただく必要はありません)。また、17年分所得の申告が必要な方で、まだ申告を済まされていない方は、早めに申告をしてください。受給者証の交付は所得の確認後となります。

7月31日まで制限所得超過等で資格停止となっている方につきましても、あらためて所得の審査を行い、該当となった場合には受給者証を交付します(特に申請は必要ありません)。

なお、乳幼児につきましては、制度改正に伴い4月1日から入院・外来とも対象年齢が小学校就学前までに拡大され、併せて所得の制限がなくなりましたので、就学前までの有効期限で受給者証を交付します。

■お問い合わせ 国保年金課医療給付係 ☎62-2111 (内線248・251)
または各支所住民課市民係

■お問い合わせ

保健課保健予防係 ☎62-2111 (内線275)

献血のお知らせ

輸血を必要としている患者さんのさらなる安全のため、大勢の皆さんのご協力をお願いします。

お願い
エイズ検査目的の献血は絶対にしないでください。

■会場および日時

8月8日(火)	佐久合同庁舎	9:30~11:30
	駒の里ふれあいセンター	13:30~15:30

左記日程について、都合により時間等変更になる場合がありますのでご了承ください。

- 持ち物
- 運転免許証・保険証・パスポート等本人確認ができる物
 - 献血手帳 持っている方のみ)

■採血基準・献血間隔

	全血献血	
	200mL 献血	400mL 献血
1回献血量	200mL	400mL
年齢	18~69歳 ※	18~69歳 ※
体重	男性:45kg以上 女性:40kg以上	男女とも50kg以上
最高血圧	90mmHg 以上	
血液比重等	血液比重:1,052以上または 血色素量:12g/dL以上	血液比重:1,053以上または 血色素量:12.5g/dL以上
年間献血回数	男性:6回以内 女性:4回以内	男性:3回以内 女性:2回以内
年間総献血量	200mL献血と400mL献血を合わせて 男性:1,200mL以内 / 女性:800mL以内	
献血の間隔 前回の献血から	男女とも 4週間以上経過した方	男性:12週間以上経過した方 女性:16週間以上経過した方

■献血のできない方

左記の採血基準、採血間隔のほか、体調のすぐれない方、妊娠・授乳中の方、海外から帰国後4週間以内の方、過去に輸血を受けた方

- 献血時には、採血基準により医師が判断します。

※65歳以上の方の献血は、健康を考慮し60~64歳までに献血をしたことのある方のみ。

会員募集のお知らせ

佐久物産振興会

市内で特産品の製造・加工販売する業者が業種を越え、振興を図り販路拡大を目的として構成されている「佐久物産振興会」(現在会員数33社)の会員を新たに募集します。

この機会に地場産品の販路拡大や新商品のPRなどをお考えの方は、ぜひご加入ください。

■年会費：4,000円

これまでの主な活動

県外：特産品のPRをかねた姉妹都市の物産展への参加販売(昨年は4 市町村へ参加)
※姉妹都市等の物産販売に関しては優先的に物産振興会員へ依頼していきます。

県内：軽井沢駅自由通路や佐久平ハイウェイオアシスでの物産販売など、
県内外への特産品の販売



■入会のお申し込み・お問い合わせ

佐久物産振興会事務局(商工課商業振興係内)

☎62-2111(内線452)

佐久市中小企業振興資金融資制度 一部改正のお知らせ

市では、5月19日から市内の中小企業を対象にした制度資金のうち「中小企業振興資金」および「新分野開発資金」の設備資金の貸付限度額で制限されていた「所要資金の80%以内」の条件を廃止しました。

また、連帯保証人につきましても、市の全資金において、個人事業主の場合は原則不要、法人の場合は代表者以外の連帯保証人が原則不要となりました。

ただし、特別な事情がある場合については、連帯保証人を求められることもあります。

保証料率についても4月1日から改正となっています。これまで一律だった保証料が経営状況などを総合的に評価して0.50%~2.20%までの9段階の保証料率体系となっています。市では、この9段階の保証料率の80%~100%を補助しています。

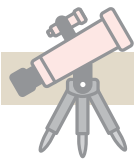
■制度資金の利用にあたってのお問い合わせ

商工課商業振興係 ☎62-2111(内線452) または各支所経済建設課商工観光係



佐久市子ども未来館

お知らせ



天文普及教室

『夏の天体観望会』

月や木星などの天体を天体望遠鏡を使って観察します。ほかに、当夜に見える星座などについても紹介します。

日時 8月5日(土) 午後8時～9時20分

(受付は、午後7時30分～7時50分)

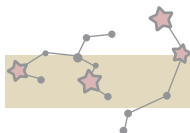
料金 子ども 200円(4歳以上中学生まで)

大人 400円

定員 70人

申込み 事前申込み制です。電話でお申し込みください。定員になり次第締め切ります。

その他 中学生以下は保護者同伴でお出掛けください。保護者の方も参加(有料)となります。虫除け対策をしてきてください。



プラネタリウム夏季番組

ライブ番組『プラネタリウムで星空世界旅行』

ディノゾーン テーマ番組『DINO ZONE』

ライブ番組では、今夜見える星空の紹介のほか、日本以外の星空も放映します。

テーマ番組では、恐竜を題材にした物語を放映します。



期間 9月18日(月・祝)まで



夏のミニ企画

『みんなもできる！なるほど実験大集合』

夏休みの自由研究や自由工作の参考になる楽しい実験・工作がいっぱいあります。

期間 7月22日(土)～8月31日(木)

会場 科学体験工房



夏の特別企画展



『恐竜時代にタイムスリップ!』

動きだす！子育てする恐竜マイアサウラ

子どもたちにも大人気の恐竜(今回は特に、子育てをしていると考えられている恐竜「マイアサウラ」)に関する特別企画展です。実物そっくりの動く恐竜の模型も展示します。

期間 9月3日(日)まで

会場 企画展示室



科学体験工房

『夏休み！毎日が実験教室』

下記の期間中は科学体験工房で、実験教室が毎日開催されます。

期間 7月22日(土)～8月31日(木)

時間 午前10時40分～・午後1時30分～・午後3時～

定員 各20人

申込み 当日科学体験工房でお申し込みください。

利用案内

■7・8月の開館日

通常は毎週木曜日が休館日ですが、7月27日と8月の木曜日は開館します。

■開館時間延長のお知らせ

8月31日(木)までは、午後6時まで開館します。館内をゆっくりとご覧ください。これに伴い、プラネタリウムは回数を増やし、午後4時55分からも放映します。詳しくは、佐久市子ども未来館までお問い合わせください。

☎67-2001

URL <http://www.kodomomiraikan.city.saku.nagano.jp>



		個人	
入館料	科学展示室、科学体験工房等に入場する場合	大人	500円
		子ども	250円
観覧料	プラネタリウム放映番組を観覧する場合	大人	700円
		子ども	350円
入館観覧セット料		大人	1,000円
		子ども	500円

●家庭児童相談

■家庭児童相談室(祝日を除く)

日時 (月)~(金)、午前9時~午後4時

相談員 黒岩子ども 特別対策推進員

相談電話 ☎☎・内線214

■各児童館(下越児童館は除く)

日時 (月)~(金)、午後1時~4時

相談員 各児童館長

●教育相談

■教育委員会教育相談室(祝日を除く)

日時 (月)~(金)、午前9時~午後4時

相談員 スクールメンタルアドバイザー

電話相談

教育相談室 ☎☎・内線369)

白田教育相談室(☎☎・内線224)

浅科教育相談室(☎☎・内線45)

望月教育相談室(☎☎・内線271)

■中学校相談室(休校日を除く)

◇午前…9時30分~正午

◇午後…1時~4時

●浅間中学校

期日 (月)・(火)・(木)の午後

相談員 志摩アドバイザー

直通相談電話 ☎67-7250

●野沢中学校

期日 (月)・(火)・(木)の午後

相談員 堀田アドバイザー

直通相談電話 ☎62-2551

●中込中学校

期日 (月)・(火)・(木)の午後

相談員 森山アドバイザー

直通相談電話 ☎62-6810

●東中学校

期日 (月)・(木)の午後

相談員 佐藤アドバイザー

直通相談電話 ☎67-7366

●白田中学校

期日 (月)・(火)・(木)の午後

相談員 金森アドバイザー

直通相談電話 ☎82-2130

●浅科中学校

期日 (火)・(金)の午後

相談員 佐藤アドバイザー

相談電話 ☎58-2101(代)

●望月中学校

期日 (月)・(火)・(木)の午後

相談員 小林アドバイザー

直通相談電話 ☎53-3330

注意
Attention

●鳥獣害防止用爆音機の使用に伴う迷惑防止について

スズメなどから農作物を守るために使用する爆音機から発生する爆発音に対して、毎年、付近の住民から多くの苦情が寄せられています。

爆音機の使用に当たって次の点に注意し、迷惑のかからないようにしましょう。

①住宅から直線距離にして200m未満の位置では絶対に使用しないようにしましょう。200m以上離れていても、立地条件などの理由により、爆発音が響く場所については、極力使用を避けてください。

②早朝および夜間は絶対に使用しないようにしましょう。

③爆音機に代わる防止対策(防鳥ネットや防護柵など)を活用しましょう。

問合せ 農政課農政係(☎☎・内線462)または各支所経済建設課農政係

イベント
Event

●第19回佐久市望月強歩大会

参加資格 小学生以上で体力に自信のある方

期日 9月9日(土)【雨天決行】

スタート 午前8時

コース 望月総合体育館→百沢→上原→御馬寄→桑山→御牧原→畔田→野方→茂田井→協和→望月総合体育館(距離25km)

募集定員 500人

参加費 500円

申込 8月18日(金)までに参加費を添えて体育課体育振興係または各地区体育係へお申し込みください。

問合せ 望月体育係(望月総合体育館内☎53-6060)

●「白田よいやさ」開催日について

今年の「白田よいやさ」は、8月5日予定でしたが、8月12日(土)の開催となりましたので、ご案内します。

問合せ 白田支所経済建設課(☎☎)

スポーツ
Sports

●スポーツ教室参加者募集

《一般対象》

■バドミントンコース

日時 8月17日~10月19日の木曜日(計10回)、午後7時~9時

会場 佐久市総合体育館

定員 40人

参加費 3,000円

■筋力トレーニングコース

日時 8月21日~11月6日の月曜日(計10回)、午後7時30分~9時

会場 佐久市総合体育館ほか

定員 20人(原則として男性は40歳以上)

参加費 2,000円

■社交ダンスコース

日時 8月22日~10月24日の火曜日(計10回)、午後7時~9時

会場 佐久市総合体育館小体育室

定員 40人

参加費 3,000円

■ボウリングコース

日時 8月30日~11月1日の水曜日(計10回)、午後7時30分~9時30分

会場 佐久プラザボウル

定員 40人

参加費 3,000円(プレー代は別途毎回500円です。)

《年齢制限無し》

■合気道コース

日時 8月21日~11月6日の月曜日(計10回)、午後7時30分~9時

会場 佐久市営武道館

定員 40人

参加費 大人3,000円/小人2,000円

申込・問合せ 参加費を添えて、体育課体育振興係(佐久市総合体育館内☎62-2020)または各地区体育係へお申し込みください。

お知らせ Information

●児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給している皆さんへ 「現況届」・「所得状況届」の手続きについて

児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給資格者の皆さんは「現況届」・「所得状況届」の手続きを8月の指定期間内に行ってください。

なお、この手続きを行わないと8月以降の手当の支給が受けられなくなる場合があります。

■児童扶養手当

現況届 手続き期間

8月1日(火)～31日(木)

父母の離婚・未婚での出産・父の失踪などにより父親と生計を同じくしていない18歳未満(心身に一定の障害がある場合は20歳未満)の児童を養育している母親または養育者に対して、生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図ることを目的に支給されます。

■特別児童扶養手当

所得状況届 手続き期間

8月11日(金)～9月11日(月)

精神または身体に障害のある満20歳未満の児童を扶養している親または養育者に対して、児童福祉の増進を図ることを目的に支給されます。

問合せ 児童課児童係(☎内線223)または各支所保健福祉課福祉児童係

●山林・原野での宅地造成や別荘等の建築は許可が必要です

7月1日から、佐久市全域を対象に佐久市自然環境保全条例が施行されています。市内の山林および原野(平成2年9月6日現在の登記地目)で宅地の造成や別荘を建築する場合など、条例で定められた行為を行う場合には許可が必要です。詳細は下記までお問い合わせください。

申請・問合せ 公園緑地課公園管理係(☎内線395)

●マグニー号で地震体験

このマグニー号は、阪神淡路大震災や新潟中越地震のような大地震が体験できる地震体験車です。

地震列島と言われるほど日本は地震の多い国です。恐ろしい地震に備えて、一度体験してみませんか。

期日 ①7月30日(日) ②8月5日(土)

時間 午前10時～午後3時

会場 ①インターウェーブ サンキ 佐久店南側駐車場 ②ジャスコ 佐久平店 蓼科ウィング東側出入口付近

問合せ 佐久消防署警防係(☎62-0119)



●交通安全ファミリー作文コンクールのお知らせ

応募区分 ①小学生の部 ②中学生の部 ③父・母親、一般の部 ④高齢者(65歳以上の方)の部

応募期間 9月10日(日) 当日消印有効)まで

応募方法 ①②: ◆400字詰め原稿用紙3枚以内◆応募区分、住所・郵便番号、氏名(ふりがな)、学校名、学年、学校所在地・郵便番号・電話番号を明記

③④: ◆400字詰め原稿用紙5枚以内◆応募区分、住所・郵便番号、氏名(ふりがな)、年齢、職業、電話番号、応募の動機を明記

応募先 〒101-0021東京都千代田区外神田2-2-17共同ビル(社)日本交通福祉協会交通安全作文募集係

賞 ◆内閣総理大臣賞: 各部1人

◆内閣府特命担当大臣賞: ①6人以内②3人以内③④1人以内

◆内閣府政策統括官賞: ①各学年5人以内

②各学年6人以内③④: 5人以内

問合せ 生活環境課生活交通係(☎

☎内線263)

相談コーナー Advice

●行政相談

■あいとびあ白田

日時 8月23日(水)

午後1時30分～4時

■佐久市役所市民ホール

日時 8月25日(金)午後1時～4時

問合せ 庶務課庶務係

(☎内線495)

●厚生・国民年金相談、社会保険相談

期日 8月22日(火)

時間 午前10時～午後3時

会場 佐久商工会議所

相談は、小諸社会保険事務所の相談員が行います。また、国民年金保険料の納入もできます。

問合せ 国保年金課年金係

(☎内線255)

●交通事故巡回相談

期日 8月11日(金)・25日(金)

時間 午前10時～午後3時

会場 佐久地方事務所

●「行方不明の人を捜す相談所」を開設します

警察では、年間を通じて身内の方などの行方が分からなく、お困りの方からの相談に応じていますが、8月には「行方不明の人を捜す相談所」を開設して相談をお受けします。

相談にお越しの際は、あらかじめお電話でのご連絡をお願いします。

期間 8月1日(火)～31日(木)

時間 午前8時30分～午後5時

(土・日曜日等休日を除く)

会場 最寄りの警察署刑事課、生活安全課または生活安全刑事課

※長野県警察ホームページに身元不明で亡くなられた方の所持品等を掲載しています。

<http://www.pref.nagano.jp/police/>

問合せ 佐久警察署(☎68-0110)、

南佐久警察署(☎82-0110)または

望月警察署(☎53-0110)

ご案内
Guidance

●市役所窓口の開設時間を延長

7月1日から市職員の勤務時間が変更になりました。これに伴い、市役所本庁、各支所等の窓口開設時間を午後5時30分まで延長しました。なお、本庁、各支所の夜間窓口はこれまでどおり午後6時30分まで開設しています。

問合せ 職員課(☎内線424)

●うすだスタードーム「たなばた大観望会」

夏の星空を楽しむ特別観望会として、「たなばた大観望会」を開催します。当日は、たなばたの日付や星にまつわるお話や天の川の観望、大型望遠鏡による星雲・星団観望と盛りだくさんの内容で夏の星空をたっぷりとお楽しみいただく予定です。予約は不要です。

日時 7月29日(土)午後7時30分～9時

会場 うすだスタードーム

内容 星のお話「たなばたの秘密」天の川観望・大型望遠鏡などによる夏の天体観望

参加料 大人400円/小中学生200円

問合せ うすだスタードーム
(☎82-0200)

●夏休み家族映画会

一人ひとりの人権を尊重した夢あふれる社会を願い、白田人権文化センターではあらゆる差別をなくす総合計画の一環として「夏休み家族映画会」を開催します。入場は無料です。家族、友達どうし誘い合ってお気軽にお出掛けください。

日時 8月12日(土)午前10時～

会場 コスモホール

内容 「5等になりたい」(上映予定)ほかアニメ1本

問合せ 白田人権文化センター(☎62-0991)

●刑務官募集

受験資格 ◆刑務A: 昭和52年4月2日～平成元年4月1日生まれの男子
◆刑務B: 昭和52年4月2日～平成元年4月1日生まれの女子

第1次試験 9月17日(日)

第2次試験 10月13日(金)・14日(土)

受付 7月18日(火)～8月1日(火)

問合せ 長野刑務所庶務課人事係
(☎026-245-0900・内線113)

●防衛大学校等学生・自衛官募集

■防衛大学校学生

区分	資格	受付	一次試験
推薦	高卒見込)~21歳未満	9/5~7	9/23・24
一般		9/8~29	11/11・12

■防衛医科大学校学生

資格	受付	一次試験
高卒 見込) 21歳未満	9/8~29	11/4・5

■2等陸海空士

区分	資格	受付	一次試験
男子	18歳以上27歳未満	随時	受付時お知らせ
女子(3月採用)		8/1~9/8	9/24・25

■一般曹候補学生

資格	受付	一次試験
18歳以上24歳未満	8/1~9/8	9/16

■曹候補士

資格	受付	一次試験
18歳以上27歳未満	8/1~9/8	9/16

■航空学生

資格	受付	一次試験
高卒 見込)~21歳未満	8/1~9/8	9/23

■看護学生

資格	受付	一次試験
高卒 見込)~24歳未満	9/8~29	10/15

■看護(陸上自衛官)

資格	受付	一次試験
免許取得者	36歳未満	9/8~29
免許取得見込者	33歳未満	

問合せ 防衛庁自衛隊上田募集事務所(上田市天神4-17-3 金井MSTYビル1F ☎0268-22-5267 Eメール jsdf-ued@mx2.avis.ne.jp)

申込 市営住宅入居申込書に市の指定する書類を添えて、建築住宅課住宅管理係または各支所経済建設課へお申し込みください。

申込者が募集戸数を超えるときは、公開抽選の方法により入居者を決定します。詳しくは建築住宅課住宅管理係(☎内線349)または各支所経済建設課へお問い合わせください。

【随時募集団地】

入居を希望する方は、下越団地は白田支所(☎)へ、御馬寄団地は浅科支所(☎)へ、大西団地は望月支所(☎)へお問い合わせください。

■下越団地(下越: 特定公共賃貸住宅: 募集1戸)

建設年度 平成7年度

構造等 中層耐火構造3DK

家賃 56,000円

■下越団地(下越: 特定公共賃貸住宅: 募集3戸)

建設年度 平成7年度

構造等 中層耐火構造1LDK

家賃 43,000円

■御馬寄団地(御馬寄: 募集1戸)

建設年度 昭和39年度

構造等 簡易耐火構造平屋2K

家賃 2,700円~4,500円

■大西団地(春日: 特定公共賃貸住宅: 募集1戸)

建設年度 平成11年度

構造等 木造平屋3DK

家賃 30,000円

●海上保安大学校・海上保安学校学生募集

受験資格 昭和58年4月2日(大学校学生は昭和61年4月2日)以降に生まれた者

第1次試験 ①学校学生: 9月24日(日) ②大学校学生: 10月28日(土)~29日(日)

受付 ①7月18日(火)~8月1日(火)

②8月24日(木)~9月5日(火)

試験地 松本市ほか全国38か所

問合せ 第九管区海上保安本部総務部人事課(☎025-244-4151・内線2134)

募集 Classifieds

●8月の市内施設見学参加者募集

8月はAコースです。ぜひご参加ください。

日時 8月23日(水)午前8時45分までに市役所市民ホールに集合、午後4時20分終了予定

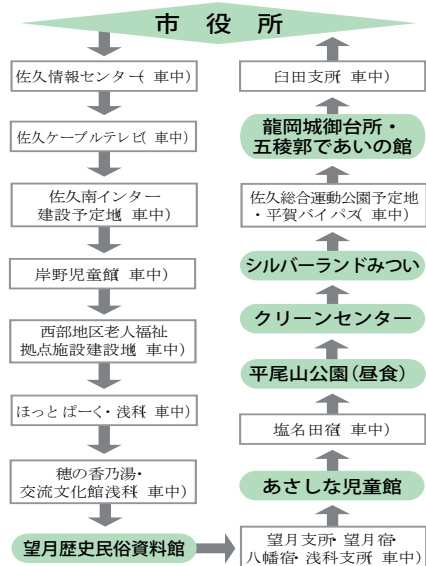
定員 57人(先着順)

参加費 無料

昼食 各自持参、または平尾山公園で各自注文

受付 8月18日(金)まで(定員になり次第締め切ります)

申込 広報広聴課 ☎内線419)



●集まれ未来の考古学者～少年考古学教室へのお誘い～

地中に埋もれた文化財を発掘する体験等に挑戦し、古代を学習してみませんか。

対象 小学校4年生～高校生

日時 8月2日(水)～4日(金)午前9時～午後1時

会場 発掘現場(長土呂)または文化財課事務所(旧志賀小学校跡地)

内容 埋蔵文化財発掘体験等

持ち物 筆記用具・昼食・飲み物等

受付 7月24日(月)まで

申込 小学生は各小学校へ、中学・高校生は文化財課へ

問合せ 文化財課(☎68-7321)

●障害者自立生活支援センター

■日本の伝統文化を楽しむセミナー「生け花」

対象 障害をお持ちの方およびご家族、ボランティア等

日時 8月8日(火)午後1時30分～3時

会場 あいとびあ白田多目的室1・2

定員 20人(先着順)

持ち物 花器(用意できない方は支援センターで用意します)、花ばさみ、剣山、庭の花を持参できる方はお持ち下さい

参加費 300円(花材費)

申込・問合せ 障害者自立生活支援センター(☎64-0212)

■陶芸教室

対象 障害をお持ちの方(下記2日間とも出られる方)

日時 ◆作成 8月3日(木)午後1時30分～4時30分◆色付け 9月7日(木)午後1時30分～3時

会場 野沢会館創作室

定員 25人(先着順)

持ち物 エプロンおよびタオルか手ぬぐい

参加費 初回のみ500円(粘土・釉薬費)

申込・問合せ 障害者自立生活支援センター(☎64-0212)

●長野県佐久技術専門校では10月入校生を募集します

高校卒業生・中退者・離転職希望者・フリーターの就職を応援します。学歴・年齢は問いません。技能・技術を身につけ、資格を取って就職に活かしましょう。

授業期間 平成18年10月～平成19年3月

コース ◆NC機械システム科 募集:15人)◆CAD/CAMシステム科 募集:13人)◆コンピュータシステム科(募集:18人)

授業料 無料

受付 8月2日(水)～22日(火)

問合せ 長野県佐久技術専門校(☎62-0549)

●市営住宅入居者募集

■花園団地(岩村田:募集1戸)
建設年度 平成4年度

構造等 中層耐火構造3DK

家賃 19,500円～32,200円

■花園団地(岩村田:募集1戸)

建設年度 平成7年度

構造等 中層耐火構造3DK

家賃 20,200円～33,500円

■泉団地(前山:募集1戸)

建設年度 平成10年度

構造等 中層耐火構造2DK

家賃 19,500円～32,300円

■下越団地(下越:特定公共賃貸住宅:募集2戸)

建設年度 平成7年度

構造等 中層耐火構造1LDK

家賃 43,000円

■御馬寄団地(御馬寄:募集1戸)

建設年度 昭和38年度

構造等 簡易耐火構造平屋2K

家賃 3,000円～5,000円

■御馬寄団地(御馬寄:募集1戸)

建設年度 昭和41年度

構造等 簡易耐火構造平屋2K

家賃 3,000円～5,000円

※いずれの団地も、次年度以降に収入が増えると上記家賃を超えることがあります。

入居指定日 9月1日(金)

資格 次の条件をすべて満たす方

①同居親族があること(花園団地は3人以上の世帯であること。御馬寄団地は昭和31年4月1日以前に生まれた方などに限り単身で入居可)。

②収入が公営住宅法施行令に定める金額を超えていないこと(特定公共賃貸住宅を除く)。

③住宅に困窮していることが明らかであること。

④佐久市に在住しているか、佐久市内に勤務先があること。

⑤市税等の滞納がないこと。

⑥入居指定日に入居可能であること。

※入居が決定した場合は、連帯保証人(原則として佐久市内在住の方)2人が必要となります。

受付 7月18日(火)～8月4日(金)午後5時まで

乳幼児健診 予防接種 ポリオ・BCG・教室コーナー

乳幼児健診・予防接種(ポリオ、BCG)はお住まいの住所により下記の会場で実施します。下記の表をご確認のうえ健康診査等を受けてください。なお、受診日・該当地区以外で受けられる場合は、あらかじめ市役所または支所までご連絡ください。

■お問い合わせ

佐久市保健センター ☎63-3080(直通)、または各支所保健福祉課

佐久市保健センター

Aブロック	岩村田 上平尾	岩村田北一丁目 下平尾	猿久保 根々井	小田井 三河田	横根 横和	今井
Bブロック	跡部 三塚 桜井					
Cブロック	中込 中込一丁目～三丁目 瀬戸					
Dブロック	香坂 安原 新子田 志賀					

白田保健センター

白田地区全区 野沢 原 鍛冶屋 高柳 取出町 本新町
小宮山 前山 大沢 平賀 太田部 常和 内山

浅科保健センター

浅科地区全区 長土呂 佐久平駅北 佐久平駅東 佐久平駅南
塚原 常田 平塚 鳴瀬 伴野 根岸 東立科

望月総合支援センター

望月地区全区

乳幼児健康診査 時間13:30～(受付13:15～13:30)

■4か月児健康診査・BCG接種

佐久市保健センター	18年4月生まれ	8月23日(水)	Aブロック
		8月24日(木)	B・C・Dブロック
白田保健センター	18年4月生まれ	8月30日(水)	
浅科保健センター	18年4月生まれ	8月18日(金)	
望月総合支援センター	18年4月生まれ	8月25日(金)	

■10か月児健康診査

佐久市保健センター	17年10月生まれ	8月29日(火)	A・B・C・Dブロック
白田保健センター	17年10月生まれ	8月25日(金)	
浅科保健センター	17年10月生まれ	8月16日(水)	
望月総合支援センター	17年10月生まれ	8月25日(金)	

■1歳6か月児健康診査

佐久市保健センター	16年12月生まれ	8月30日(水)	Aブロック
白田保健センター	16年12月生まれ	8月24日(木)	
浅科保健センター	16年12月、17年1月生まれ	8月9日(水)	
望月総合支援センター	16年11・12月、17年1月生まれ	8月8日(火)	

■3歳児健康診査

佐久市保健センター	15年5月生まれ	8月22日(火)	C・Dブロック
	15年6月生まれ	8月22日(火)	C・Dブロック
白田保健センター	15年5月生まれ	8月29日(火)	

予防接種

■麻疹(はしか)風しん(三日はしか)混合・三種混合(個別接種)

市で委託した医療機関で随時予約を受け付けています。詳しくは健康カレンダーをご覧ください。

母子保健事業

■歯の教室 *予約制です

対象 2歳～就学前の幼児(20組程度)
内容 歯科検診、歯の染め出し、歯科指導、育児相談
時間 9:30～11:00(受付9:15～)
会場 日程 佐久市保健センター 8月23日(水)

■パパママ教室

対象 妊娠4～8か月のお母さんとお父さん
内容 ①(主に4～6か月の妊婦とお父さん)おなかの中の赤ちゃん、お母さんのお口チェック、お父さんの妊婦体験
②(主に7～8か月の妊婦とお父さん)妊娠中の栄養、出産後の育児について、赤ちゃんの抱っこ体験
時間 9:30～11:30(受付9:15～)

持ち物 母子健康手帳

会場 日程 佐久市保健センター ①8月18日(金)
②10月24日(火)
望月総合支援センター ①8月4日(金)
②10月27日(金)

■離乳食教室「はい あ～んして」

対象 生後2～3か月児をもつお母さん・お父さん
内容 離乳食づくり*託児がありますのでご利用ください。
時間 9:30～11:30(受付9:15～)
持ち物 母子健康手帳、エプロン、オムツ・ミルクなどの必要なもの

会場 日程 白田保健センター 8月23日(水)
浅科保健センター 8月25日(金)
望月総合支援センター 8月9日(水)

■離乳食教室「もぐもぐ できるかな」

対象 生後7～9か月児をもつお母さん・お父さん
内容 試食・個別相談等
時間 9:30～11:30(受付9:15～)
持ち物 母子健康手帳、子ども用エプロン・スプーン、オムツ・ミルクなどの必要なもの
会場 日程 佐久市保健センター 8月24日(木)
望月総合支援センター 8月9日(水)

★教室に参加を希望される方は申し込みが必要です。

■申込先 母と子のすこやか相談室(佐久市保健センター)
☎63-3080(直通)または各支所保健福祉課

8月の子育てサロン / 全会場9:30～11:30

■岩村田児童館	25日(金)
■泉児童館	23日(水)
■佐久城山児童館	24日(木)
■平根児童館	28日(月)
■白田児童館	25日(金)
■あいとびあ白田	4・11・18日(金)
■あさしな児童館	23日(水)
■浅科保健センター	7日(月)

Data File

人口

総数	100,204人	(-42人)
男	48,931人	(-16人)
女	51,273人	(-26人)
世帯数	35,576世帯	(-8世帯)
〈7月1日現在〉		

交通事故・火災・救急件数

	6月の月間件数	平成18年1月～6月の累計
人身事故	42件	327件
死亡	2人	4人
負傷	53人	414人
救急	242件	1,607件
火災	2件	55件

ご寄附ありがとうございます

中込第二保育園へ

▼園児用歯ブラシ120本 御影文徳様(中込泉保育園へ)

▼白米30kg 新海洋明様(前山高瀬保育園へ)

▼2005新しい童謡集・童謡曲集・CD1枚 大井廣道様(鳴瀬切原保育園へ)

▼土砂3m³ 鷹野輝夫様(上小田切市内公立保育園へ)

▼紙芝居舞台・紙芝居(各20園分) 国際ソロプチミスト佐久様(中込高瀬小学校へ)

▼週刊「人間国宝」全70冊 (株)中村新聞舗様(中込昆虫体験学習館へ)

▼昆虫標本等 井出勝久様(猿久保市へ)

▼知的障がい者等作業所充実のため金20万円 佐久コスモスロータリークラブ様(中込)

▼鎌倉彫佐久市市章 木内翠岳様(神奈川県)

▼福祉のまちづくりのために金10万円 西川扇十郎様(東京都)

かしの実園へ

▼遊具ジャンピング 岩堀美和様(長土呂白田学園・白田啓明園へ)

▼手作りのねじりパン 白田町商工会女性部様(白田)

▼ラーメン慰問 白田飲食業組合様(白田)

暮らしと健康メモ 8月

健診のお知らせ

基本健康診査 佐久地区会場)

期 日	会 場
8月2日(水)	沓沢公会場
8月7日(月)	野沢会館
8月8日(火)	
8月10日(木)	大沢社会体育館
8月11日(金)	内山集会場
8月18日(金)	石神公民館
8月21日(月)	安原公民館
8月28日(月)	北耕地公民館
8月31日(木)	紅雲台公会場

基本健康診査 白田地区会場)

期 日	会 場
8月7日(月)	白田保健センター (あいとびあ白田)
8月8日(火)	
8月10日(木)	
8月11日(金)	

基本健康診査 浅科地区会場)

期 日	会 場
8月17日(木)	浅科保健センター
8月21日(月)	
8月22日(火)	
8月23日(水)	
8月28日(月)	
8月29日(火)	
8月30日(水)	
8月31日(木)	

※申し込みをされていない方は下記までご連絡ください。

■お問い合わせ

保健課 ☎62-2111(内線379)、または各支所保健福祉課保健係

口腔歯科保健センター事業

■お口の相談日 *予約制です

対 象 市民

内 容 歯科相談、歯科指導(染め出し、歯みがき指導など)
(歯みがき指導の希望者は歯ブラシ、タオルをお持ちください)

会 場 佐久市保健センター2階 口腔歯科保健センター室

日 程 歯科医師の相談日 8月30日(水) 9:30~11:00(1人30分程度)

予約先 保健課 ☎62-2111(内線376)



不用品活用コーナー

7月1日現在

譲ります

【無料】

- タイヤ4本 ホイール145・SR12
- 鯉のぼり・乳母車・未満児用おもちゃ
- ルームウオーカー
- 木製ベットのバスケットボールコート
- 学習机
- タイヤ15インチ4本
- 大正琴
- コンポスト容器2個
- デスクトップパソコン
- はぜ掛け棒15本
- ピアノ

【価格相談】

- ワープロ
- カメラ
- ソーラー設備一式
- 灯油タンクボイラー一式
- 動力噴霧機
- 介護用風呂
- 浅間病院2階と同じ型

譲ってください

【無料】

- 子供用テーブルイス
- 耕運機
- 佐久市内の保育園児服
- 電子ピアノ
- 子供用自転車24インチ
- 車イス
- 8ミリビデオ
- 再生のできるもの
- 二段ベット
- 三輪車
- ベビーバス
- 小型冷蔵庫
- ダイニングセット
- 本棚
- 机(事務用)
- 洗濯機
- 木樽
- 剣道防具一式
- 女性用155cm
- 昔の田の草取り機(除草機)
- 新生児用チャイルドシート
- チャイルドシート

【価格相談】

- 幼児用絵本
- 幼児用おもちゃ
- バイオリン

■連絡先 生活環境課生活交通係 ☎62-2111(内線263) ※お手元に広報が届くまでに交渉が成立した場合は、ご了承ください。

佐久市民の歌

佐久・わが市まち

山川啓介 作詞
神津善行 作曲

一、八ヶ岳 浅間 荒船 蓼科

山々は優しく 今日も見守る

のびやかに育ち すこやかに生きる

この市まちの仲間を すべての生命いのちを

ああわが市まち佐久 大空に愛された

ああわが市まち佐久 美しいふるさと

二、やすらぎをたたえ 千曲は流れて

花たちを咲かせて 人をうるおす

あたたかい瞳 満ち足りた心

一人ずつわけあう ひとつの幸せ

ああわが市まち佐久 ぬくもりが優しさが

ああわが市まち佐久 あふれてるふるさと

三、まるやかな大地つちに 歴史が息づき

新しい希望のぞみが 空を見上げる

ここに住む誇り 抱だいている胸は

知っている抱だいている 世界の広さも

ああわが市まち佐久 しなやかな樹きのように

ああわが市まち佐久 のびてゆくふるさと

毎週月曜日、FM佐久平「佐久市からのお知らせ」の最後で「佐久・わが市」を放送しています

会期 ▶ 9月3日(日)まで開催中

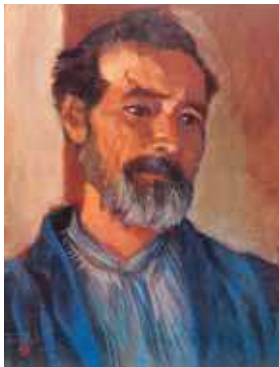
有島生馬と一水会

- 開館時間 9:30~17:00 入館は16:30
- 観覧料 一般 600 500円
高校・大学生 400 300円
小・中学生 250 200円
()内は20人以上の団体料金

- 会期中の休館日 毎週月曜日(7/17.8/14は開館)、7/18

ギャラリートーク 7/22(土) 10:30~11:30
美術館スタッフによる作品解説

絵を見て語る会 8/6(日) 14:00~16:30
講師: 弦田英太郎(一水会常任委員)



有島生馬《佐久の農民》東京国立近代美術館寄託

佐久市立近代美術館 佐久市猿久保35-5(駒場公園内)
TEL:0267-67-1055 FAX:0267-67-1068
http://www.city.saku.nagano.jp 佐久市HP内)
油井一二記念館

■シリーズ「近代美術館コレクション」は1日号に掲載しています。

あなたの声を
聞かせてください

市長および市政へのご意見・ご提案をお寄せください。
手紙や電話のほか、インターネットでもお受けしています。

佐久市ホームページアドレス <http://www.city.saku.nagano.jp>
インターネットメール office@city.saku.nagano.jp
お寄せいただいたご意見・ご提案は、今後の市政に役立たせていただきます。

佐久ケーブルテレビ

新規加入申込を受付中です!

ご加入いただきますと、チャンネル1で
市内のニュースが毎日ご覧いただけます。

「佐久シティーニュース」は

月~金曜日 18:30~放送中です。

●再放送は当日21:00~と
翌日9:00~と12:30~です。

TEL 0267(63)4500 FAX 0267(64)5511

FM佐久平 ~周波数は
76.5MHzです~

FMラジオ放送「エフエム佐久平」
毎日、市内の身近な情報を放送しています。
市役所の情報番組

「佐久市からのお知らせ」は

月~金曜日 8:10~8:25に放送中です。

●再放送は当日の18:10~18:25です。

TEL 0267(65)8888 FAX 0267(65)8880

2006年7月15日発行 毎月2回/1日・15日発行)

発行/佐久市 〒385-8501 長野県佐久市中込3056) 編集/企画部広報広聴課 TEL0267-62-2111 FAX0267-63-1680)